

2020年8月20日（木）18時30分～

町田市庁舎10階 10-3・4・5会議室

【1】開会

【2】議事

（1）次期計画 第3章 分野別の課題と施策 重点施策について

次期計画 第3章 分野別の課題と施策、重点施策の具体的な内容についてご検討いただきます。当日は重点施策の関連部署が出席します。

（2）次期計画 2023年度までに達成を目指す成果目標、第3章 障がい福祉サービス等の見込み量と確保方策について

障がい者計画部会 作業部会にて検討を行ってきた2023年度までに達成を目指す成果目標、第3章 障がい福祉サービス等の見込み量と確保方策」について部会からの報告を受けた後、ご意見をいただきます。

【3】報告事項

（仮）町田市障がい者活躍推進計画について職員課からの報告

【4】その他

【5】閉会

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 資料1-① | 次期計画 第3章 分野別の課題と施策（案） |
| 資料1-② | 第3章についての障がい者施策推進協議会からの意見まとめ（7月27日協議会） |
| 資料2-① | 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて |
| 資料2-② | 2023年度までに達成を目指す成果目標 |
| 資料3-① | 障がい福祉サービスの見込み量 |
| 資料3-② | 地域生活支援事業の見込量 |
| 資料3-③ | 障害福祉サービスの見込量確保のための方策 |
| 資料3-④ | 地域生活支援事業の見込量確保のための方策 |

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| 当日配布資料1 | 次期計画の構成について |
| 当日配布資料2 | 第3章分野別の課題と施策 実行プラン追加提案 |
| 当日配布資料3-① | 成果目標並びに障害福祉サービス等の見込量に関する計画部会委員からの意見 |
| 当日配布資料3-② | （資料2-②差し替え）2023年度までに達成を目指す成果目標 |
| 当日配布資料4 | 2020年度第3回障がい者施策推進協議会出席者名簿 |
| 当日配布資料5 | 令和2年度地域自立支援協議会交流会の開催について |

次回の協議会について

2020年度 第4回町田市障がい者施策推進協議会

日程：10月予定

次期計画 第3章 分野別の課題と施策（案）

協議会・各部会委員のご意見や、市役所の関係部署との調整結果を踏まえ、各分野の記載を修正・追加しています。

※修正した部分には下線が引いてあります。

（7月16日計画部会、7月27日協議会意見反映済）

各分野の「現状・課題」、「主なとりくみ」、「重点施策（実行プラン）」について、修正・追加等のご意見をいただきたいと思います。

次期計画の構成 案

第1章 計画の基本的な考え方

1-1 計画の基本理念（者計画 p1）

1-2 計画の基本方針（者計画 p2）

大切にしたい考え方・目指す3つの社会像

1-3 施策の柱（者計画 p1, p3、事業計画 p3~4）

1-4 計画策定の背景・位置づけ・期間

（者計画 p5~7、事業計画 p1~2）

第2章 障がいのある人の状況

手帳所持者数・難病・支給決定者数など

（事業計画 p5~12）

第3章 分野別の課題と施策

（者計画 p9~41、事業計画 p13~22・23~69）

3-1 学び、文化芸術、スポーツ活動のこと

3-2 暮らすこと

3-3 日中活動・働くこと

3-4 相談すること

3-5 家庭・家族を尊重すること

3-6 保健・医療のこと

3-7 情報アクセシビリティのこと

3-8 生活環境と安全・安心のこと

3-9 差別をなくすこと・権利を守ること

3-10 行政サービスのこと

3-11 理解・協働のこと

第4章 計画の実現に向けて

巻末資料

この部分のご意見をいただきます。

・現状と課題

現計画の振り返りや調査結果などから町田市の現状と課題を整理する。

・障がい者計画の振り返りからの現状・課題

・障がい福祉事業計画の振り返りからの現状・課題（成果目標、障害福祉サービス等について）

・実態調査の結果から導き出された課題

・調査結果報告書に関する協議会・各部会からの意見を反映

・施策の方向

重点施策（実行プラン）

主なとりくみ

関連事業の見込み量と確保方策

2023年度までに達成を目指す成果目標

※分野によっては、関連事業の見込み量と確保方策・2023年度までに達成を目指す成果目標が無い場合もあります

目次

3－1	学び、文化芸術、スポーツ活動のこと	p4-7
3－2	暮らすこと	p8-13
3－3	日中活動・働くこと	p14-18
3－4	相談すること	p19-21
3－5	家庭を築くこと・家族を支えること	p22-24
3－6	保健・医療のこと	p25-28
3－7	情報アクセシビリティのこと	p29-32
3－8	生活環境と安全・安心のこと	p33-36
3－9	差別をなくすこと・権利を守ること	p37-40
3－10	行政サービスのこと	p41-43
3－11	理解・協働のこと	p44-47

用語の説明

現状と課題

調査結果や現計画の振り返りなどを踏まえた分野別の現状と課題。

重点施策（実行プラン）

「主なとりくみ」の中から、重点的に取り組むべき内容として選ばれたもの。具体的な事業を設定し、目標値などを定めて年度ごとに進捗管理を行うもの。※一部の事業については調整中のため、未記入となっています。

主なとりくみ

個別具体的な事業ではなく、各分野におけるとりくみの方向性を示すもの。計画期間中は記載されたとりくみ内容に沿って具体的なとりくみを検討・実施していく。

※主なとりくみのうち(重)と記載されているものが事務局が提案する重点施策です。

関連事業の見込み量と確保方策 ※現段階では未記載

障害福祉サービス等の見込み量とその確保のための方策。障害者総合支援法で計画に記載しなければならないとされているもの。

※確保方策は記載すべきとされている

※障害福祉サービス等と関連の深い、3－2「暮らすこと」などの分野に掲載予定。

2023年までに達成を目指す成果目標 ※現段階では未記載

国の指針に基づいて設定される、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標。障害者総合支援法で国の指針に即して計画に記載しなければならないとされている。

1

学び、文化芸術、スポーツ活動のこと

現状と課題

【スポーツ活動】

- ・ 市では、障がい者スポーツ大会の開催、障がい者スポーツ教室・プール教室の実施、スポーツ施設への障がい者スポーツ指導員の配置など、障がいのある人がスポーツをする機会の提供や環境整備に取り組んでいます。
- ・ スポーツ施設に関しては、障がいのある人の利用が進んでいない状況にあります。障がいのある方にスポーツへの参加機会を提供するため、障がいのある人もない人も一緒に楽しめるインクルーシブスポーツを推進し、利用促進に向け障がいのある人の施設利用案内の情報発信などに取り組む必要があります。
- ・ また、市ではパラリンピックの開催を契機として、子どもたちを対象とした障がい者スポーツ体験教室の開催や大規模な障がい者スポーツ大会の誘致などに取り組んでいます。共生社会の実現に向け、パラリンピック終了後も障がい理解の普及啓発に向けた取り組みをレガシーとして継続していくことが求められています。
- ・ 障がいのある人を対象にした調査では、知的障がいや精神障がいのある人でスポーツ活動への参加を希望する意見が多く活動機会が少ないといった声が上がられています。また、休日や用事の無い時間の過ごし方として、スポーツを楽しみたいと回答した人は視覚障がいや聴覚障がい、知的障がいのある人で多く、年齢別では学齢期の人が多くなる傾向となっています。

【文化芸術活動】

- ・ 2018 年度に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体は、障がいのある人の文化芸術活動の推進に関して、地域の特性に応じた主体的な取り組みを行うことが求められています。市では、いつでも、どこでも、だれでも、あらゆる文化を楽しむことができるよう、文化芸術活動の推進に取り組んでいます。

資料 1－①

- ・障がいのある人を対象にした調査では、知的障がいや精神障がいのある人で文化芸術活動を含めた余暇活動への参加を希望する意見が多く、活動機会が少ないといった声が上がられています。また、休日や用事の無い時間の過ごし方として、芸術や音楽鑑賞を楽しみたいと回答した人は視覚障がいや重度重複障がいのある人で多く、年齢別では 18 歳以上の人が多い傾向がみられます。

【社会教育（生涯学習）】

- ・市教育委員会では、障がいのある人に対する社会教育（生涯学習）事業を推進しています。
- ・生涯学習センターでは、障がいのある青年・成人自ら活動内容を企画する障がい者青年学級を実施しています。青年学級の卒業生で組織した「とびたつ会」が派生するなど活動が広がっています。
- ・生涯学習センターでは、その他の取り組みとして、2018～2019 年度には文部科学省の委託事業を活用した障がいのある人が対象の講座「うたの教室」やダンス講座を実施しました。また、大人の学び直しのか場としての「まなびテラス」事業を実施しており、発達障がいや高次脳機能障がいの方も参加しています。
- ・障がいのある人を対象にした調査結果から、知的障がいや精神障がい（発達障がい含む）がある人を中心に「障がいのある人が参加できる余暇活動が少ない」といった困りごとの自由意見が多くあげられています。
- ・市立図書館では、視覚障がいのある人や肢体不自由や寝たきり等で来館が困難な人のために、対面朗読、資料貸出（点字、録音、CD、DVD、一般図書等の宅配含む）を行い、学習を支援しています。
- ・障がいのある人を対象にした調査結果を障がい種別ごとにみると、休日などの過ごし方として読書を希望する人の割合は、視覚障がいがか最も高くなっており、ニーズがうかがえます。また、2019 年度には、「視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行され、視覚障がい者等の読書環境整備の推進が求められています。

重点施策（実行プラン）

障がい者スポーツの普及啓発を通じ、障がい理解をひろげます。

事業名	小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催		
所管課	オリンピック・パラリンピック等国際大会推進課		
事業概要	市内の小学校で、障がい者スポーツの体験教室キャラバンを行います。		
現状値	目標値		
2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
896 人（パラバドミントン体験会参加予定人数）	1,000 人	1,000 人	1,000 人

障がいのある人が学び続けられるように、社会教育（生涯学習）の機会や内容の充実に向け取り組みをすすめます。

事業名	障がい者の学習成果を発表する場の充実		
所管課	生涯学習センター		
事業概要	障がいのある人が、社会で生活しながら学び続けられるように、視覚や聴覚などの障がいに応じた学習プログラムを開発します。その上で、発表の場を設けることで障がい者の生涯学習を推進します。		
現状値	目標値		
2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
障がいに応じた学習プログラムの開発	障がいに応じた学習プログラムの実施と学習成果の発表の場の実施	障がいに応じた学習プログラムの実施と学習成果の発表の場の実施	障がいに応じた学習プログラムの実施と学習成果の発表の場の実施

主なとりくみ

【スポーツ活動】

- ・ 引き続き、障がいのある人がスポーツを楽しめる機会の提供や環境整備などを行います。

① 障がい者スポーツの普及啓発を通じ、障がい理解をひろげます。

【文化芸術活動】

- ・ 障がいのある人も文化芸術を楽しめる機会の提供や環境整備などを行います。

【社会教育（生涯学習）】

① 障がいのある人が学び続けられるように、社会教育（生涯学習）の機会や内容の充実に向け取り組みをすすめます。

2

暮らすこと

現状と課題

【障がい福祉サービス】

- ・ 調査では、障害福祉サービスの満足度は外出の支援で6割、訪問支援で7割以上、日中活動の支援で8割弱の利用者が「満足している」「どちらか」というと満足している」と回答しています。一方で、不満の理由としては、時間数や人材の不足が挙げられています。
- ・ 障害福祉サービス未利用者のうち 44.6%の方が支援が必要と感じる困りごとがあると答えた一方で、サービスを利用したいと答えた方はそのうちの 33.8%にとどまり、49.1%の方が「障害福祉サービスのことを知らない、分からない」と答えています。必要とする方が支援を受けられるように周知していく必要があります。

【障がい者の地域での暮らし】

- ・ 障がい者（サービス利用者）の 81.2%が家族と暮らしており、また、自宅での支援は家族からが 86.2%、訪問支援サービスが 28.0%となっており（複数回答）、サービスを併用しつつも家族からの支援を受けている現状がうかがえます。その一方で「施設入所の理由」として「家族による介護が難しくなった」が 54.1%あり、家族が介護できなくなると施設に入所せざるを得ない現状が浮き彫りになっています。
- ・ 市内では今後6年間で新たに 300 名以上の知的障がい者が 50 歳に達し、また、その親の世代が75歳以上の後期高齢者となる見込みです。障がい者の重度化・高齢化や「親なきあと」に対応した支援が必要です。
- ・ 成人した障がい者の生活を家族が支えているという現状がうかがえます。障がい者が地域で自立した生活を送れるよう支援する必要があります。
- ・ 第5期計画中に軽度者のグループホームは充足してきましたが、一方で重度者の入居できるグループホームは不足しています。

【地域生活への移行】

- ・ 施設入所者の地域生活への移行は十分に進んでいません。

資料 1－①

- ・ 地域生活支援拠点等の整備が求められています。

【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築】

- ・ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築が求められています。
- ・ 第5期計画期間において、精神障がいのある人を受け入れ可能なグループホームの開設が増え、長期入院の人も含め地域で安心して生活するための基盤整備が進んでいます。
- ・ 保健・医療・福祉分野の連携に関しては、勉強会や情報共有が中心となっており、長期入院されている精神障がいのある人の地域移行等に関する協議の場の設置にはいたっていません。

重点施策（実行プラン）

地域生活支援拠点等の整備を進め、障がいのある人が地域で自立した生活をおくれるような支援体制を構築します。

事業名			
所管課			
事業概要	調整中		
現状値	目標値		
2020 年	2021 年	2022 年	2023 年

精神障がいのある人に対して地域で生活するために必要なサービスの周知を行なうとともに、保健所及び市内精神科病院、障がい者支援センター等との定期的な連携をはかります。

事業名	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	精神障がいのある人が安心して地域で生活できるよう、保健・医療・福祉関係者が定期的に連携できるネットワーク会議を設置します。会議において、長期入院者が地域で安心して生活できるような基盤整備に向けた協議を実施していきます。		
現状値	目標値		
2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
保健・医療・福祉関係者による協議の場の検討	保健・医療・福祉関係者による協議会の設置	協議内容の具体的検討 年 2 回	協議内容の具体的検討 年 2 回

主なとりくみ

【障がい福祉サービス】

- ・ 障がい者が適切なサービスを受けながら地域で暮らせるよう、障がい福祉サービス等の見込み量を設定し、サービス基盤を整備していきます。
- ・ 支援を必要とする方が適切なサービスの相談につながるよう、地域の障がい者支援センターの認知度を高める方策等について検討・実施します。

【障がい者の地域での暮らし、地域生活への移行】

- ・ 障がい者が、十分な情報を受けたうえで、グループホームや一人暮らしなど、自身の希望に応じて地域での生活ができるよう支援します。

① 地域生活支援拠点等※の整備及び充実をはかり、障がいのある人が地域で自立した生活をおくれるような支援体制を構築します。

【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築】

~~・ 保健・医療分野・福祉分野の協議の場で、精神障がいのある人が地域で生活することなどを具体的に検討できるよう働きかけていきます。~~

② 精神障がいのある人に対して地域で生活するために必要なサービスの周知を行なうとともに、保健所及び市内精神科病院、障がい者支援センター等との定期的な連携をはかります。

※地域生活支援拠点等…地域生活支援拠点等とは、障がいの重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた、居住支援のための機能を持つ場所や体制のことです。居住支援のための主な機能は、①相談②緊急時の受け入れ・対応③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つとしています。

資料 1 ー①

関連事業の見込み量と確保方策

見込み量

(1 か月あたり)

サービス種別	単位	実績値			計画値		
		2019年度	2020年度	2021年度(見込み)	2019年度	2020年度	2021年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	時間数						
	人数						

障害者総合支援法で計画に記載しなければならないことが明記されているもの。
(確保方策については記載すべき事項とされているもの)

市内の提供状況・現状の説明など

確保方策

-
-
-
-

2023 年度までに達成を目指す成果目標

成果目標 1

福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の指針（考え方）

- ・

国の指針…総合支援法で、計画を策定する際には国の基本指針をふまえることとされている。

町田市の状況

- ・

市の考えと前期の実績表示

項目	成果目標

○

成果目標の表示とそのための
方策の提示

○

3

日中活動・働くこと

現状と課題

【日中活動・福祉施設での就労】

- ・ 特別支援学校の卒業生など新たに活動場所を希望する人や、年を重ねるとともに働きづらくなり、他の活動場所を希望する人が増えています。町田市では重い障がいのある人が通える場が少なく、状況や希望に沿った場所に通えないことがあります。
- ・ 障がいのある人を対象にした調査では、事業所や職員の少なさに関する不満の意見があげられています。必ずしもすべての人がサービスを満足に利用できている状況ではなく、事業所の人手不足が問題になっています。
- ・ 就労継続支援のサービスを利用する人が増えていますが、「工賃や給与が少ない」との不満があげられています。障がいのある人が自立して生活できるよう、工賃や給与を向上させていく必要があります。

【企業や公的機関などでの就労】

- ・ 第5期計画期間における一般就労※1への移行者数は、障害者雇用促進法の改正により大きく増加しました。特に精神障がいのある人の就労が進んでいます。その一方で、職場環境や仕事内容、人間関係、生活環境などの要因で退職する人も多く、職場定着率は高くありません。
- ・ 国や地方公共団体における障がい者の法定雇用率は2.5%で、2021年度には2.6%に上昇します。市役所の障がい者雇用率は2.5%に達しておらず、障がい者雇用の対象や人数の拡大が引きつづき課題となっています。
- ・ 市では、特別支援学校の職場実習生の受入れもおこなっています。第5期計画期間には、新たに知的障がいのある人のチャレンジ雇用※2を開始しました。
- ・ 障がいのある人を対象にした調査では、差別や偏見を「受けたことがある」と回答した人のうち、企業などではたらいっている人の約半数が仕事や収入での差別をあげています。雇用する側の障がい理解を高めていくこと

が必要です。

※1 一般就労…雇用契約に基づく、一般企業等への就労のことをいいます。

※2 チャレンジ雇用…障がいのある人が一般就労へ向けた経験を積むため、国・都道府県・区市町村などの行政機関や公立学校において、期限を定めて雇用する形態です。町田市役所では、市長部局にて会計年度任用職員として雇用しています。

【日中活動・就労に向けた支援】

- 障がいのある人を対象にした調査では、ひとり暮らしをしている人のうち、平日の日中を「主に自宅で過ごしている」と回答した人が約半数となっています。障害福祉サービス等を利用していない 19～65 歳未満の人では、自宅のみで過ごしている人が 23.5%で、特に精神障がいでの割合が高くなっています。また、自宅で過ごしている人の約 6 割が、支援が必要な困りごとを感じています。ひとり暮らしの人や日中を主に自宅で過ごしている人などが、支援につながらず孤立してしまう状況を解決していく必要があります。また、障がいの特性に合った形で活動できるよう、日中活動の場や働く場の多様化が求められています。
- 障がいのある人を対象にした調査では、障害福祉サービス等を利用していない人のうち、サービスを「利用したいと思うことがある」と回答した人は 19～40 歳未満で 30.8%、40～65 歳未満で 18.9%となっています。また、「サービスのことを知らない」と回答した人は 19～40 歳未満で 44.2%、40～65 歳未満で 36.9%となっています。サービスの利用を希望していても、サービスの内容や手続き方法が分からないため支援を受けられていない現状があります。サービス内容や手続き方法の周知徹底の解決策が必要です。
- 障がいのある人を対象にした調査では、利用したいサービスを「就労に関する支援」と回答した割合が最も多く、障がい種別では、精神障がいでの約半数と特に多くなっています。将来望む生活についても、働くことや自立に関する意見が多く寄せられたことから、障がいのある人の就労について特に高いニーズがあることがうかがえます。障がいの特性、疾病の症状などに応じた支援ニーズは多岐に渡るため、さまざまな関係機関と連携した支援を行う必要があります。

重点施策（実行プラン）

市内には、車いす利用者や重い障がいのある人、強度行動障がいのある人、医療的ケアが必要な人が利用できる事業所が少ないため、日中活動の場の確保を支援していきます

事業名	既存の事業所の活用による、重い障がいのある人の日中活動の場の確保方策の研究		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	定員の見直しやサービスの多機能化、高齢化を見据えた共生型障害福祉サービスの導入等、既存の事業所の活用による、重い障がいのある人の日中活動の場を確保するための方策について研究し、周知を行います。		
現状値	目標値		
2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
-	研究	研究	周知

障がいのある人の就労と、働き続けるための支援をよりいっそうすすめます。

事業名	障がいのある方の就労に関する実態調査		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	町田市暮らしの状況・生活の困りごと調査では、障がい福祉サービス未利用者の就労支援のニーズが高いこと、一般企業で働く障がいのある方が仕事や収入の面で差別や偏見を感じていることがわかりました。そこで、障がいのある方と企業に対して障がい者雇用に関する調査を行い、一般就労と職場定着のために必要とされていることについて把握します。		
現状値	目標値		
2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
-	調査内容検討	調査実施	調査結果の分析、活用

主なとりくみ

【日中活動・福祉施設での就労】

重 市内には、車いす利用者や重い障がいのある人、強度行動障がいのある人、医療的ケアが必要な人が利用できる事業所が少ないため、日中活動の場の確保を支援していきます

- ・ 市内福祉事業所の職員体制が充実し、高齢化や重度化をみすえた質の高い支援ができるよう、福祉施設や関係機関などと協働しながら人材の確保や育成の支援にむけた検討を行います。
- ・ 障害者優先調達推進法※にもとづく物品やサービスの購入を推進し、市で定める目標額を毎年達成できるよう取り組みます。また、市役所以外にも購入を広げるとりくみを行い、障がいのある人の工賃や給与の向上につながるよう努めます。

【企業や公的機関などでの就労】

- ・ 市内の企業や公的機関に対して、障がい者雇用や障がい理解を促進するための働きかけを行い、障がいのある人が身近な地域で働くことができる環境を整えます。
- ・ 市民・事業者等の障がい理解がひろがるよう、さまざまな機会や媒体を通じた普及啓発を行うとともに、障害者差別に関する法律や相談窓口についても広く周知するための取り組みをすすめます。
- ・ 2021 年度から開始する「町田市障がい者活躍推進計画」を推進し、市役所の障がい者雇用の拡充、職場の環境づくり、障がい理解や相談体制の充実等をはかります。知的障がいや精神障がいのある人などの雇用の拡充についても、引き続き取り組みをすすめます。

【日中活動・就労に向けた支援】

重 障がいのある人の就労と、働き続けるための支援をよりいっそうすすめます。

- ・ 引きつづき、地域活動支援センターなどを活用し、障がいのある人の日中の居場所の確保にとりくんでいきます。
- ・ 支援を必要とする人に適切に情報提供や支援を行うことができるよう、

資料 1－①

体制づくりを検討します。

※障害者優先調達推進法…障がいのある人が就労する施設・企業などが供給する物品やサービスを行政機関が率先して購入・受注し、就労する障がいのある人の自立をすすめることを目的とした法律です。

4

相談すること

現状と課題

【相談支援体制】

- ・ 市内5地域にある障がい者支援センターが、地域の相談拠点としての役割を担っています。
- ・ 障がい者支援センターの認知度は、障害福祉サービス利用者の 80.7%、障害福祉サービス未利用者の 41.4%が「知っている」と答え、障害福祉サービス未利用者では 56.3%が知らない状況にあります。
- ・ 障がい者支援センターの満足度は地域によって差がみられています。
- ・ 障がい福祉課は、各障がい者支援センターの相談の推進をはかるため、窓口対応や相談についての技術的助言を行うとともに、障がい者虐待や障がい者差別解消、成年後見制度等の権利擁護に関する相談に対応しています。
- ・ 計画相談件数は増加していますが、他市と比較して、サービス等利用計画の作成率が低い状況にあります。また、すべてのサービス利用者の計画を作成可能な事業所数の確保には至っていません。
- ・ 65歳未満の障害福祉サービス未利用者で、平日の日中を自宅のみで過ごしている障がい者は、就労や通学など自宅以外での過ごし方がある人と比べて、困り事を感じている割合が高くなっています。困り事を抱えながらも、相談先が分からなかったり、障がい福祉サービスにつながっていない障がい者にどのようにアプローチしていくかが課題です。
- ・ 高齢化した親が中高年の引きこもりの子どもを支える世帯で、どこにも相談先につながらず孤立しているケースが指摘されています。（80・50問題）

重点施策（実行プラン）

障がい者支援センターと民間の相談支援事業所の支援力のさらなる向上に引き続きとりくんでいきます。

事業名			
所管課			
事業概要	調整中		
現状値	目標値		
2020 年	2021 年	2022 年	2023 年

課題を抱え、孤立している障がい者・家庭に対する情報提供や相談支援、訪問支援を行っていきます。

事業名	（仮称）課題を抱え孤立している障がい者・家庭への相談支援		
所管課	ひかり療育園・障がい福祉課		
事業概要	80・50問題に象徴されるような、課題を抱えつつも、相談先がわからず孤立を深めている障がい者・家庭に対して、基幹型相談支援センター・障がい者支援センターや、その他関係機関が連携して、相談支援活動を行う事業です。この事業を展開することで、障がい者の「親なき後」を見据えた相談支援体制の強化を目指します。 事業の展開にあたっては、①対象となる障がい者・家庭の実態把握、②個別訪問を含めた相談支援活動の実施、といった取組について、段階的・継続的に行っていくこととなります。		
現状値	目標値		
2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
ひかり療育園訪問事業における個別ケースへの訪問支援	①調査方法検討	①調査の実施 ②相談支援の実施	①調査の実施 ②相談支援の実施

主なとりくみ

【相談支援体制】

- ① 障がい者支援センターと民間の相談支援事業所の支援力のさらなる向上に引き続きとりくんでいきます。
 - ・ 障がい者支援センターの認知度を高める方策について検討します。
 - ・ 民間の特定相談支援事業所を増やすようつとめていきます。
 - ・ 困り事があっても相談先が分からなかったり、障がい福祉サービスにながっていない方に対する情報提供について検討します。
- ② 課題を抱え、孤立している障がい者・家庭に対する情報提供や相談支援、訪問支援を行っていきます。
 - ・ 障がい福祉課は引き続き各障がい者支援センターへの技術的助言や関係機関との連携など基幹型支援センターとしての役割を担っていきます。
 - ・ 障がい者支援センターと関係機関との連携を行い、切れ目のない支援を行います。

5

家庭を築くこと・家族を支えること

現状と課題

【結婚・出産・子育て】

- ・ 結婚・出産・子育ての経験について、「結婚したことがある」が 29.4%、「出産・子育てしたことがある」が 20.1%でした。障がい種別ごとに見ると、「結婚したことがある」は視覚障がいと聴覚障がいで 6 割台、肢体・内部・音声障がいで 5 割台です。一方、精神障がいでは 12.7%、知的障がいでは 1.6%となっています。障がいに気づいた時期別にみると、「結婚したことがある」は 65 歳以上で 81.3%、19～64 歳のときで 51.6%と多くなっています。
- ・ 結婚や子育てをするにあたりどのようなことが必要か（複数回答）については、経済的な支援が最も多く、次いで障がい理解の促進、（障がい者）本人の就労支援。相談支援の充実が挙げられました。

【障がいのある人の家族支援】

- ・ 調査結果から、障がい者（サービス利用者）の 81.2%が家族と暮らしており、また、自宅での支援は家族からが 86.2%、訪問支援サービスが 28.0%となっており（複数回答）、サービスを併用しつつも家族からの支援を受けている現状があります。
- ・ 成人した障がい者の生活を家族が支えているという現状があります。家族の負担を軽減するレスパイトケアや相談支援が求められています。
- ・ 障がいのある人の家族の就労や経済的なことに関する相談支援が課題です。

重点施策（実行プラン）

障がいのある人を支えている家族に対しての相談支援の充実や、レスパイトケアを行う事業所の基盤整備等に引き続き取り組んでいきます。

事業名	短期入所事業所の基盤整備		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	短期入所（ショートステイ）は、自宅で介護する家族が病気の場合や、自立生活に向けた体験をする場合などに、施設等に短期間入所させ、支援を行うサービスです。第5期計画期間中に短期入所事業所は増加していますが、地域によって事業所の数に偏りがある、重度の障がいのある人が利用できる事業所が少ないなどの課題があり、全ての人が短期入所を利用しやすい状況にはなっていません。自宅から短時間の移動で利用できる、身近な場所のサービス基盤が整備されることを目標に、①地域ごとの利用状況やニーズの分析、②地域ニーズを踏まえた開設勧奨を行っていきます。		
現状値	目標値		
2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
施設開設相談時における事業者への開設勧奨	実施	実施	実施・検証

主なとりくみ

【結婚・出産・子育て】

- ・ 障がいのある人も、自らの意思に基づいて家庭・家族をもち、希望に応じて出産や子育てをすることができるように、情報提供や相談等の支援を行っていきます。

【障がいのある人の家族支援】

- ① 障がいのある人を支えている家族に対しての相談支援の充実や、レスパイトケアを行う事業所等の基盤整備に引き続き取り組んでいきます。

6

保健・医療のこと

現状と課題

【かかりつけ医・かかりつけ歯科医】

- ・市では、障がいのある人がもしもの場合に適切な医療を受けられるよう、地域のかかりつけ医やかかりつけ歯科医を持つことをすすめてきました。
- ・障がいのある人を対象にした調査では、全体として8割以上の方がかかりつけ医を持っていると回答している一方で、障がい種別ごとでは聴覚障がいのある人で5割程度と他の種別と比較して大きく少ないことがわかり、制度の周知等の取り組みの必要性がうかがえます。

【専門医療・医療機関に関する情報提供】

- ・障がいのある人が医療機関から診療を断られてしまう問題があるため、障がいの状態に応じ、受診可能な医療機関に関する情報提供を希望する声があります。
- ・市内には障がいの特性に応じた専門医療機関が少なく、障がいのある人を対象にした調査結果では、専門医療機関への通院にかかる時間が30分未満の人は21.6%、30分以上1時間未満の人は41.2%、1時間以上の人は36.2%となっています。

【医療機関の障がい理解と合理的配慮】

- ・重い障がいがあるため、普段は専門的な医療機関を受診している人が、風邪などで身近な地域の医療機関を受診しようとする、診療を断られてしまうことがあるということが障がいのある人を対象にした調査結果で意見としてあげられています。また、重い障がいのある人では同調査において差別や偏見等を受けた場面として医療機関を上げた人の割合が他の障がいの人に比べて大きく高かったことから、医療機関と障がいのある人で建設的な対話を通じた合理的配慮の提供の可能性について検討することの必要性を周知・啓発することが求められています。
- ・精神科と身体科の病気が合併している場合の医療機関の受け入れなど、精

資料 1－①

神科救急医療の体制には課題があります。

重点施策（実行プラン）

障がいがあっても安心して地域の医療機関を受診できるよう、医療機関に対して障害者差別解消法の周知などを行い、合理的配慮などの協力を求めます。

事業名	医療機関に対する障害者差別解消法の周知		
所管課	保健総務課		
事業概要	医療機関の新規開設や変更等に伴う立入検査の機会を利用し、配布物等を活用した障害者差別解消法の周知や合理的配慮への理解を求めてまいります。		
現状値	目標値		
2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
実施	実施	実施	実施

主なとりくみ

【かかりつけ医・かかりつけ歯科医】

- ・ かかりつけ医やかかりつけ歯科医を持つことの重要性について障がいのある人に知ってもらうための取り組みを引き続きすすめるとともに、医療機関にも協力を求めます。

【専門医療・医療機関に関する情報提供】

- ・ 市や関係機関が障がいのある人の支援をする際に、引き続き必要に応じて医療機関等の情報提供を行います。

【医療機関の障がい理解と合理的配慮】

- ① 障がいがあっても安心して地域の医療機関を受診できるよう、医療機関に対して障害者差別解消法の周知などを行い、合理的配慮などの協力を求めます。

7

情報アクセシビリティ※のこと

※年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、不自由なく使える利用しやすいのことを言います。

現状と課題

【意思疎通支援】

- ・市では、聴覚に障がいのある人のために手話通訳者や要約筆記者を派遣しています。障がい福祉課や障がい者支援センターの窓口では手話通訳者や手話通訳のできる職員を配置し、市役所内の他の窓口への派遣も行っています。
- ・聴覚障がいのある人の中には読み書きが苦手な人がいるため、市役所以外の公的機関や医療機関、金融機関などには手話通訳者を配置するなど、情報の取得や意思の疎通をしやすくすることが望まれています。
- ・障害者差別解消法などが十分に認知されていないことから、事業者が合理的配慮として手話通訳者や要約筆記者の手配をすべきと思われる場面において配慮がなされないなどの事例があります。
- ・障がいのある人を対象にした調査では、通訳者、筆記者のさらなる技術の向上や、手話ができる人の増加を求める意見があげられています。
- ・障がいのある人を対象にした調査では、困ることや不安に思うことについて「コミュニケーションのこと」をあげた人が多く、特に精神障がい、知的障がい、聴覚障がいで割合が高くなっています。

【情報の取得】

- ・市では、広報紙や選挙情報、障害福祉サービスの案内は、視覚障がいのある人に配慮した点字版や音声版、SPコード版を作成しています。また、市のホームページは音声読み上げソフトに対応しています。
- ・町田市役所では、入口やエスカレーター、トイレなどに音声案内装置を設置し、視覚障がいのある方が音で情報を取得できるようにと取り組んでいます。
- ・障がいのある人を対象にした調査では、「障がいに対応した情報提供が足りない」「調べ方がわからない」との意見が多くあげられています。なかでも、視覚障がいでは「インターネットが使えない」と回答した割合が高

くなっています。

- 障がいのある人を対象にした調査では、障害福祉サービス等を利用していない人の 44.6%が「障がいや疾病があることで、支援が必要な困りごとがある」と回答しています。「困りごとがある」と回答した人のうち、サービスを使わない理由について「どのようなサービスがあるかよく知らないから」と回答した人が 58.8%と高く、必要な情報にたどりつけていない可能性があります。

重点施策（実行プラン）

市役所の窓口だけでなく、病院や金融機関、商業施設など、さまざまな場所で必要な情報が得られ、コミュニケーションをとりやすくなるよう、制度やツールなどの普及啓発をおこないます。

事業名	①市からの情報発信のバリアフリー化推進事業 ②手話通訳の普及促進		
所管課	①福祉総務課 ②障がい福祉課		
事業概要	①だれもが必要なときに必要な情報を得られるよう、職員向けのマニュアル「印刷物等のユニバーサルデザインルールブック」等を活用し、市のさまざまな情報発信のルールについて引き続き職員への周知を行います。また、庁外への「情報バリアフリー」の周知方法について研究します。 ②病院や金融機関、商業施設などに対して、聴覚障がい者が手話通訳を必要とする場合には、行政や事業者の義務である合理的配慮として、手話通訳者の設置を提案していきます。		
現状値	目標値		
2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
①職員への周知 ②警察や裁判所、学校、病院など人権や生命に係わる機関への設置要請	①職員への周知 ・庁外への周知方法について研究 ②金融機関、商業施設などへの設置要請	①職員への周知 ・庁外への周知方法について研究 ②金融機関、商業施設などへの設置要請	①職員への周知 ・庁外への周知方法について研究 ②金融機関、商業施設などへの設置要請

主なとりくみ

【意思疎通支援】

- ① 市役所の窓口だけでなく、病院や金融機関、商業施設など、さまざまな場所で必要な情報が得られ、コミュニケーションをとりやすくなるよう、制度やツールなどの普及啓発をおこないます。
- 引き続き、関係機関の協力を得ながら意思疎通の支援人材の技術向上に取り組むとともに、登録試験の開催などを通じた人材確保に取り組めます。

【情報の取得】

- 刊行物の発行や情報提供を行う際は、障がいや疾病に対応したかたちで情報提供するなど、障がいのある人が情報を取得しやすくなるようにとりくみます。
- 障がい者手帳を持っていない人や、サービスや支援機関を利用していない人も情報を取得しやすいよう、わかりやすい内容での情報提供につとめます。

8

生活環境と安全・安心のこと

現状と課題

【生活環境】

- ・ 市では、町田市福祉のまちづくり総合推進条例のもと、バリアフリー整備をすすめています。市施設の大規模改修などを行う際は、条例を遵守しバリアフリー化が行われています。また、市内 10 地区において「バリアフリー基本構想」を策定し、地域一体でのバリアフリー化を推進しています。
- ・ 市では、バリアフリー施設情報を記載した「みんなのおでかけマップ」を配布しています。みんなのトイレ※が整備された施設や店舗、福祉輸送（介護・福祉タクシー、有償運送事業者）情報などの外出支援情報を知ることができます。
- ・ 点字ブロックの上に自転車が止まっていたり、車いす利用者優先の駐車スペースやエレベーターがスムーズに利用できないことがあります。
- ・ 地面の凹凸、道路・通路の幅に関する危険や、通行人・施設利用者のマナーが守られないことによる困りごとについて、意見が寄せられています。

【防犯】

- ・ 障がいのある人をねらった犯罪にあたり、トラブルに巻き込まれてしまうことがあります。

【防災対策】

- ・ 市では、災害時、特に避難行動に支援が必要な人のための「避難行動要支援者名簿」をつくり、民生委員・児童委員への配布や、町内会・自治会、地区社会福祉協議会に提供できるようにしています。また、各種ハザードマップにて、避難行動要支援者への避難時の協力を呼びかけています。
- ・ 災害時に通常の避難施設で必要な支援が受けられない人のために、市は二次避難施設（福祉避難所）として市内にある 52 施設と協定を結んでいます。

資料 1－①

- 市では、災害時に身に付けることで、周囲に障がいがあることを知らせ、避難行動などの際に支援を受けやすくするための「災害時等障がい者支援バンダナ」を配布しています。
 - 障がいのある人を対象にした調査では、災害時に困ることについて、避難所での支援や設備、医療の不安や、「一人では避難できない」「他の人と一緒に過ごすのが難しい」といった意見が多くあげられています。また、ひとり暮らしの人では、「災害への備えをしていない」「近くに助けてくれる人がいない」「避難所の場所がわからない」「助けを求める方法がわからない」といった回答が高い割合となっています。障がいのある人や家族の不安をなくすために、避難する際の支援について、障がいや疾病の特性に応じた対応が求められています。
- ※ みんなのトイレ…車いす使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた人、オストメイト（人工肛門保有者、人工膀胱保有者）などのみんなが円滑に利用できる十分なスペースを確保したトイレをいいます。「だれでもトイレ」「多目的トイレ」「多機能トイレ」とも言われています。

重点施策（実行プラン）

障がいのある人の避難施設における生活環境を保護し、適切なケアを行えるように取り組みます。

事業名	避難体制の充実		
所管課	防災課		
事業概要	2019年10月に発生した「令和元年東日本台風」は、日本各地で甚大な被害をもたらし、町田市でも3,000人を超える避難者が発生しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、避難施設における感染症対策が急務となっております。 避難施設開設数や配置を見直し、避難施設における感染症対策を実施するとともに、障がい者の方の滞在スペースを確保するなど、避難体制の充実に取り組みます。		
現状値	目標値		
2020年	2021年	2022年	2023年
避難体制充実のためのモデルマニュアル策定、周知	他の地域での災害時の状況や、町田市における防災訓練等の状況を見極め、マニュアルの内容を見直し修正	他の地域での災害時の状況や、町田市における防災訓練等の状況を見極め、マニュアルの内容を見直し修正	他の地域での災害時の状況や、町田市における防災訓練等の状況を見極め、マニュアルの内容を見直し修正

主なとりくみ

【生活環境】

- ・ バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した建築物の整備をすすめ、全ての人が市内の施設を利用しやすくなるようにとりくみます。
- ・ 障がいのある人への手助けやマナーの向上など、広報や啓発活動を実施します。

【防犯】

- ・ 障がいのある人が消費者被害や犯罪にあわないための情報提供や、相談先の機関に対する障がい理解の促進につとめます。

【防災対策】

- ・ 災害時や緊急時に、障がいのある人の特性に配慮した支援や情報伝達がおこなえるよう、体制をととのえます。

重 障がいのある人の避難施設における生活環境を保護し、適切なケアを行えるように取り組みます。

- ・ 避難行動が困難な人が支援を受けやすくなるよう、避難時の対策をはかります。
- ・ 日頃から災害にそなえた対策がとれるよう、普及啓発に取り組みます。

9

差別をなくすこと・権利を守ること

現状と課題

【障がい者差別の解消】

- ・ 2016 年の障害者差別解消法施行の後、2018 年には「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が施行され、東京都内では、事業者の合理的配慮の提供が義務化されるなど、障害者差別の解消に向けた法的な整備が進められてきました。
- ・ 全ての市民を対象とした町田市市民意識調査では日常生活における差別感を感じている人が 8.2%だった一方で、障がいのある人を対象にした調査では、半数近い 44.7%の人が差別や偏見を受けたことがあると回答していることから、市独自の条例制定など障害者差別の解消に向けた取り組みの推進が求められています。
- ・ 障がいのある人を対象にした調査では、障害者差別解消法や東京都の差別解消条例について、「法律も都条例も知らない」と回答した人が 55.6%となっています。また、障害者差別の相談窓口について、町田市が設置する窓口も東京都が設置する窓口も両方とも知らないと回答した人が、61.9%にのぼっています。このことから、法律や相談窓口を周知する取り組みが必要です。

【権利を守ること】

- ・ 選挙の時に配慮が不足しているために、障がいのある人の投票を妨げてしまうことが無いよう、町田市では、公職選挙法に基づく障がいのある人への投票の際の配慮（代理投票・郵便等による不在者投票など）について周知を行ったり、選挙従事者向けに障がいへの配慮などについて記載したマニュアルを作成し、選挙運営を行っています。
- ・ 障がいのある人が、福祉サービスに関する不満などを事業所等に直接伝えることに抵抗があったり、話し合いで解決できない場合の相談窓口を町田市社会福祉協議会が設置しています。
- ・ 学識経験者や弁護士など第三者による客観的な知見も活かしながら、引き続き、苦情相談を通じて福祉サービスの質等のさらなる向上がはかられ

資料 1－①

ることが求められています。

- ・ 町田市社会福祉協議会の「福祉サポートまちだ」では、町田市から委託を受け、権利擁護支援検討委員会を設置し、成年後見制度の利用の適否についての事例検討などを通じ、権利擁護支援についての課題の検討などを行っています。
- ・ 町田市では、今後の6年間で50歳をむかえる知的障がいのある人が300人程度増える見込みです。また、障がいのある人を対象にした調査では、生活の困りごととして、「親の高齢化など介助者に関すること」をあげる人が多く、親亡き後の備えとして、成年後見制度の必要性が高まっています。

【虐待の防止】

- ・ 町田市障がい者虐待防止センター（障がい福祉課）で、障がい者虐待に係る通報を受けており、年間30件前後の障がい者虐待に関わる通報があります。今後も引き続き、外部委員も含めて組織した虐待防止連絡会と連携しながら虐待防止に向け取り組む必要があります。

重点施策（実行プラン）

障害者差別を解消するための条例を制定します。

事業名	町田市障がい者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例制定		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	障がい者への理解促進と差別解消の推進を目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」を踏まえた町田市の条例を制定します。		
現状値	目標値		
2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
—	条例制定に向けた情報収集	条例の検討体制等についての検討	条例検討・制定 ※2024 年度 施行

主なとりくみ

【障がい者差別の解消】

- ・ 障害者差別の問題を広く市民・事業者等に対して知らせ、障がい理解の促進をはかります。

① 重 障害者差別を解消するための条例を制定します。

- ・ 障害者差別に関する法律や相談窓口について市民・事業者等に広く周知するための取り組みをすすめます。

【権利を守ること】

- ・ 障がいのある人が適切に選挙を通じた権利行使ができるよう、引き続き、選挙における障がいへの配慮に関する周知や選挙従事者への障がい理解の啓発などに取り組みます。
- ・ 福祉サービスを利用する障がいのある人の疑問や不満には、引き続き対応していきます。
- ・ 市民に対して、成年後見制度をひろく知らせるとともに、利用しやすい環境をととのえます。

【虐待の防止】

- ・ 市民や事業者等に対して、障がいのある人への虐待防止に関する理解啓発に向けた取り組みをすすめます。

10

行政サービスのこと

現状と課題

【職員の合理的配慮】

- 法律や東京都の条例において、不当な差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮をおこなうことが義務づけられています。市では障がい者差別の解消に関して職員が適切な対応をとれるよう、「町田市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を作成しています。障がい者差別の解消について市の職員の認識を高め、障がいや性別、年齢に応じた合理的配慮を実施する必要があります。
- 市では、合理的配慮として手話通訳のできる職員や手話通訳者を配置したり、UDトークや筆談による対応、音声・点字版の広報誌発行などにとりこんでいます。
- 町田市の調査結果では、制度や手続きの書類の分かりづらさや、手続きの負担について多くの意見があげられています。手続き方法の多様化や、簡単に手続きができるような改善・改良が求められています。

重点施策（実行プラン）

障がいのある人がスムーズに行政手続きができるよう、市は多様な方法を検討し、適切な配慮と支援を行います。

事業名	行政窓口における意思疎通の環境整備		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	聴覚障がい者が市役所で行政手続きをする場合に、障がい福祉課から他部署の窓口到手話通訳者を派遣し、意思疎通を支援します。		
現状値	目標値		
2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
市役所の他部署の 窓口 に 160 件 手話通訳者を派遣	市役所の他部署の 窓口 に 170 件 手話通訳者を派遣	市役所の他部署の 窓口 に 180 件 手話通訳者を派遣	市役所の他部署の 窓口 に 190 件 手話通訳者を派遣

主なとりくみ

【職員の合理的配慮】

- ・ 職員の障がい理解を深めるため、職員研修や制度の周知を充実させます。

① 障がいのある人がスムーズに行政手続きができるよう、市は多様な方法を検討し、適切な配慮と支援を行います。

11

理解・協働のこと

現状と課題

【障がい理解の普及啓発】

- ・ 町田市では毎年、障害者週間などの機会をとらえて、市のホームページや広報まちだ、チラシやポスターなどあらゆる媒体を通じて障がい理解啓発のための情報発信を行ってきました。また、障害者差別解消法が施行されてからは市民・事業者を対象に法の趣旨を理解するための講演会の開催に力を入れて取り組んでいます。また、日常生活や災害時、緊急時に障がいのある人が必要な支援を周囲にお願いするための「ヘルプカード」や、災害時、緊急時に周囲からの支援を受けやすくするための「災害時等障害者支援用バンダナ」の配布を通じた普及啓発にも取り組んでいます。
- ・ このような障がい理解の普及啓発などの「心のバリアフリー」の取り組みやユニバーサルデザインの街づくり、パラリンピックの開催を契機とする障がい者スポーツの体験イベントの開催など共生社会の実現に向けた取り組みが評価され、町田市は国から「共生社会ホストタウン」の認定を受けています。オリンピック・パラリンピックの終了後も大会のレガシーとして共生社会の実現に向けた取り組みが求められています。
- ・ 障がい者手帳を持たない精神障がいや発達障がい、難病など見えにくい障がいの理解がすすんでいないことや、障がい者施設の建設に際して近隣住民に反対されてしまうことなどがあるため、障がい理解の普及啓発により力を入れて取り組む必要があります。
- ・ 障がいのある人を対象にした調査では、「いろいろな人がいて当たり前」というような、多様性を受け入れ尊重する感覚が子供のうちから備わることが障がい理解をひろげる上で重要であるといった意見が寄せられており、教育の現場における取り組みが求められています。

【協働】

- ・ 聴覚障がい者団体や手話通訳者・要約筆記者は、毎年、市の防災訓練に参加し、聴覚に障がいのある人への情報伝達やコミュニケーションの必要性についてアピールしています。また、市役所並びに出先機関では市内の障がい者施設でつくった商品などを障がいのある人自身が販売する機会

資料 1－①

を設けており、市役所では週2回だった販売を2016年度から週3回にしました。このように、市と障がい者関係団体・施設等の間にはそれぞれの強みや役割を活かし協働関係が成り立っており、障がいのある人の社会参加や障がい理解の普及啓発に取り組んでいます。

- 引き続き、障がいのある人が社会参加できるよう、あらゆる主体が協働することが求められています。

【協働による人材対策】

- 町田市では、人材確保のため、社会福祉協議会や障がい福祉施設等と共催で相談面接会の開催や福祉の仕事の魅力を発信する場を設けてきました。また、福祉の資格を持っている人やすぐに働きたい人と福祉施設をむすびつける、東京都の福祉人材情報バンクシステムの周知を行っています。
- 福祉サービスなど制度があっても支援する人材が不足していることから、給付決定を受けた時間数のサービスが利用できない問題があります。

重点施策（実行プラン）

市民・事業者・関係機関等の障がい理解がひろがるよう引き続き、あらゆる機会・媒体を通じた普及啓発に取り組みます。

事業名	理解促進研修・啓発事業		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	障がいのある人や障がい者差別に関する法律等の理解を促進するために、講演会や研修の開催、印刷物の作成・配布など、あらゆる機会・媒体を通じた啓発活動を行います。		
現状値	目標値		
2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
実施	実施	実施	実施

市や福祉施設、関係機関がそれぞれの強みを生かして協働し、人材確保・育成等につながる取り組みの実施に向け検討します。

事業名			
所管課			
事業概要	調整中		
現状値	目標値		
2020 年	2021 年	2022 年	2023 年

主なとりくみ

【障がい理解の普及啓発】

- ① 市民・事業者・関係機関等の障がい理解がひろがるよう引き続き、あらゆる機会・媒体を通じた普及啓発に取り組みます。
- ・ 教育の現場において障がい理解をひろげるための取り組みをすすめます。

【協働】

- ・ 障がいのある人が社会参加し、いろいろな人と交流する機会ができるよう、他の分野との連携の視点も持ちながら、市や障がい者団体、民間事業者等で協働の取り組みをすすめます。

【協働による人材対策】

- ① 市や福祉施設、関係機関がそれぞれの強みを生かして協働し、人材確保・育成等につながる取り組みの実施に向け検討します。

第3章についての障がい者施策推進協議会からの意見まとめ（7月27日協議会）

No	分野	ページ	意見	発言者	当日の回答・今後の対応について
1	学び、文化芸術、スポーツ活動のこと	7	スポーツは権利であるという考え方が一般的なので、障がいがあってもスポーツができる権利の保障というところを強調してほしい。（機会の提供だと恩恵のように見える）	岩崎会長	スポーツ基本法では、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。」としている。 障がい者だけでなく、すべての人々の権利としているため、次期障がい福祉計画のスポーツ活動に関する記載として、「スポーツを楽しめる機会の“保障”」という表現は、そぐわないと考える。 また、2018年度にスポーツ推進審議会の中で策定した「町田市スポーツ推進計画19-28」では、子どもから高齢者、障がいの有無にかかわらず、スポーツに参加する機会の提供やきっかけづくりを行うとしているため、「スポーツ推進計画19-28」との整合性を図るためにも、「スポーツを楽しめる機会の提供」としていただきたい。
2	暮らすこと	8	300名以上の障がい者が50歳に達し・・・とあるが、これは知的障がい者が精神障がい者か。どのようなデータか。	坂本委員	手帳所持者数のデータ等をもとに出したデータです。 300名以上の知的障がい者が～・・・に標記を変更しました。
3	暮らすこと	11	重点が2つとも同じように思える。また、「精神障がいのある人に対し～・・・周知を行うとともに、障がい者支援センター及び市内精神科病院との定期的な連携をはかります」とあるが、これは、5期計画から出ている取り組みである。今回重点にする理由は。	坂本委員	2つめの「地域で生活するための必要なサービスの周知・・・」という部分については、サービスを現在使っていない人もニーズがある人、サービスを使ったほうが暮らしやすくなる人に対して周知を行うという意図で入れたものです。
4	暮らすこと	11	「保健・医療・福祉分野の協議の場で、精神障がいのある人が地域で生活することなどを具体的に検討できるよう働きかけていきます」とあるが、なぜこれが重点ではないのか。重点にすべき。 2つめの重点。精神の方も、支援センターを現状でも利用できている現状がある。重点にいれる必要はないのでは。	坂本委員	どれを重点にするかは実態調査等をもとに事務局で決定し、提案させていただきました。保健・医療・福祉分野の協議の場については「2023年度までに達成を目指す成果目標」で取り扱う予定であり、重点同様に、進捗管理をしながら進めていくとirkみになっています。
5	暮らすこと	11	施設から地域に移行するためには、地域生活支援拠点だけでは不十分で、重度の人に対応したグループホームという受け皿が必要である。ぜひ重度のグループホームについて重点に入れてほしい。	堤委員	地域への移行については成果目標にて取り扱っていきます。
6	暮らすこと	11	一人暮らしが選択肢にない障がい者が多くいる。知的障がいや重度の障がいがある人は、GHか施設かという選択肢しかない。 すべての人が一人暮らしをする必要はないが、選択肢になるような重点かとirkみを入れてほしい。	岩崎会長	表記を一部変更しました。
7	暮らすこと	11	市内の病院すべてと連携をして、市内の病院の長期入院患者が減らせるように組織的なとりくみをするというように位置付けしなおすのはどうか	岩崎会長	保健・医療・福祉分野の協議の場についてはこれから設置していく予定で検討しています。その協議の場での目標設定において、こうした取り組みを入れていくことについても検討していきたいと考えています。
8	日中活動・働くこと	17	「2021年度から開始する『町田市障がい者活躍推進計画』を推進し～・・・」について。この取り組みを重点に入れてほしい	谷内委員	「町田市障がい者活躍推進計画」については、当計画と並行して作っており、まだ決まっていない事項も多くあるため現時点で重点に入れるのは難しいですが、適宜、職員課と連携をはかつていく予定です。
9	日中活動・働くこと	17	「理解・協働」のところにも人材対策が出てきているので、この分野については別のとりくみを重点にしてもいいのではないか。6番目のとりくみ（障がい者活躍推進計画）を検討していくのも必要では	森山委員	1つめの取組みを重点施策としました。
10	日中活動・働くこと	17	町田市の障がい者雇用について、本庁以外も含めて考えているのか？	青山委員	内部での異動はありますが、現在は市民病院、教育委員会でも障がいのある職員が勤務しています。「町田市障がい者活躍推進計画」は、各部局を含めた町田市役所全体で取り組むものになります。
11	日中活動・働くこと	17	2つめの重点。抽象的なので、具体策を示してほしい。 また、各事業所が各法人の事業計画を連動させていけるようなものをこの計画に盛り込んでいくといいのではないか。（例：まちプラのハブ機能）	青山委員	「主なとりくみ」はあくまで方向性を示すもので、あえて抽象的に書いています。重点への引き上げのなかで具体的に検討していきます。
12	相談すること	19	高齢化した親が中高年の引きこもりの子どもを抱える世帯～・・・とあるがこれは精神障がいなのか知的障がいなのか。また、データは。	坂本委員	委員からの意見と、8050問題の全国的な状況を踏まえて追加したものです。
13	相談すること	19	引きこもりの問題について。医療にかかってない場合は保健所、かかっていれば福祉、と分かれている。8050問題をかかえている方は全国に61万人くらいいる。事務次官が息子を殺害した事件のように、家族だけでは持ちこたえられなくなっている問題があり、福祉と保健所と協議をして、対応できる体制をとってほしい	坂本委員	ご意見として承りました。
14	相談すること	19	高齢化した親が中高年の引きこもりの子どもを抱える世帯～・・・の課題について、2つ目の重点が対応しているのか。	馬場委員	2つめの重点が対応しています。課題と取り組みの対応について分かりやすく記載することも検討します。
15	相談すること	21	1つ目の重点について。相談支援部会での議論を含めての意見だが、地域の支援センターの連携力不足や、各エリアの課題を共有して吸い上げるシステムが不足している現状が指摘されている。民間の事業所、支援センターを含めて、各地域の課題を吸い上げ、市全体で共有するしくみづくりができるとよい。	佐藤委員	協議会や部会を通じて地域の課題を共有している状況について、わかりやすくお伝えしていきます。
16	相談すること	21	3つめのとりくみについて。基幹型支援センターの位置付け、役割を現状よりも詳しく明記してほしい	青山委員	基幹型支援センターの位置付けや役割について詳しく記載します。

17	相談すること	21	重点2つめ。横浜の生活支援アドバイザーのような、訪問して実際に動けるしくみを作ってほしい。	坂本委員	重点事業の検討の際に他市の取組みも参考にします。
18	相談すること	21	重点の2つめ。①サービス利用してないがニーズがあるひとへのアウトリーチをどうするかという問題について②8050問題、引きこもり問題など、いろいろなものが入り込みすぎているように思うので、分けるのはどうか。	岩崎会長	ご指摘を受け、サービスを利用していないがニーズがある人への周知のとりくみを追加しました。
19	家庭を築くこと・家族を支えること	23,24	レスパイトについて、重点にするのは賛成。ぜひ、数値目標も入れてほしい。	青山委員	重点事業を検討する際に参考にさせていただきます。
20	保健・医療のこと	25	高齢者については医療と介護の支援センターというのができた。施設と医療関係をつなげていくような組織。障がいについてもそういったセンターを設置するのはどうか。また、民生委員として、8050問題についてはひしひしと感じている。引きこもりについても、保健所と障がい福祉課に分かれてしまっているという話があったが、町田市でも東京都のようにセンターを立ち上げてはどうか。	町野委員	町田市において東京都と同様のセンターを立ち上げることは難しいですが、他部署のとりくみについては情報収集します。
21	情報アクセシビリティのこと	32	情報アクセシビリティについて。町田市のホームページから障がいの情報が分かりづらい。名古屋市のように障がいをもっている人の為のページのようなものを作るなど、市が率先してわかりやすい情報提供を。	岩崎会長	ホームページについては今後検討していきます。
22	生活環境と安全・安心のこと	33、36	一次避難所においても障がいがある人への配慮が必要。また、避難勧告が出ても重度の身体障がいのある一人暮らしの人は一人では避難できず、ヘルパー頼みになる。ここは防災の役割ではないか。	小野委員	重点施策の検討の際に参考にします。

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて 資料2 -①

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R2年5月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR3～5年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 相談支援体制の充実・強化等
- ・ 障害福祉人材の確保
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 発達障害者等支援の一層の充実
- ・ 障害者の社会参加を支える取組
- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・ 障害福祉サービス等の質の向上

3. 成果目標(計画期間が終了するR5年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数: R元年度末施設入所者の6%以上
- ・ 施設入所者数: R元年度末の1.6%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 316日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)(新)
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数: 10.6万人～12.3万人に (H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減)
- ・ 退院率: 3ヵ月後 69%以上、6ヵ月後 86%以上、1年後 92%以上 (H30年時点の上位10%の都道府県の水準)

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行者数: R元年度の1.27倍
うち移行支援事業: 1.30倍、就労A型: 1.26倍、就労B型: 1.23倍(新)
- ・ 就労定着支援事業利用者: 一般就労移行者のうち、7割以上の利用(新)
- ・ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所: 7割以上(新)

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・ 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保(新)
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置(一部新)

⑥ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】

- ・ 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

- ・ 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

成果目標① 施設入所者の地域生活への移行

第5期を踏まえた課題

第5期計画における地域移行者数は、21人の目標に対し、2019年度末で5人、達成率は約24%となっています。地域生活への移行には、グループホームの利用、家族との暮らしやひとり暮らしの希望があります。地域生活への移行をになう市内の社会資源として、グループホーム・短期入所ともに増加しています。グループホームにおいては、重い障がいのある人でも入居できることや、すでに入居している利用者の重度化や高齢化への対応がのぞまれています。短期入所は、介護者の高齢化等によるレスパイトとしての利用ニーズが高い現状ですが、施設数の増加に伴い、今後は家族から離れて過ごすための体験の場としての活用が広がる事が期待されます。その他、地域生活への移行に向けた支援は、区分認定調査時や計画相談のモニタリングなどの場を通じて本人の意向を聞きとることが重要です。

町田市の考え方

国の考えに基づき、2023年度末時点で、2019年度末の施設入所者数の6%以上を地域生活に移行すること、2023年度末の施設入所者数を2019年度末の1.6%以上削減することを基本とします。

未達成割合を2023年度末の数値目標に加算することは困難であるため、第5期計画実績の水準を維持しつつ、重度の方が入居可能なグループホームを増やすなど、地域資源の整備をすすめることで、引き続き地域生活への移行にとりくみます。

成果目標の設定

項目	成果目標
地域移行者数	2019年度末時点の施設入所者数235人のうち2023年度末までに6%（14人）以上の人を地域生活に移行する
施設入所者数の削減	2019年度末時点の施設入所者数235人を2023年度末までに1.6%（4人）以上減らして、231人以下にする

基本指針 P13～14

成果目標を達成するための方策

● グループホームの整備

グループホームの開設に関する相談に対応するほか、施設整備補助は可能な限り実施します。

特に重い障がいのある人が利用しやすい基盤の整備につとめます。

成果目標② 精神障がいにも対応した地域包括 ケアシステムの構築

第5期を踏まえた課題

町田市においては、地域移行支援・地域定着支援の利用は少ない状況が続いていますが、精神障がいのある方を受け入れるグループホームの開設、訪問看護、精神科往診クリニック等医療的資源は増えており、長期入院となることなく地域で生活できる基盤の拡充が図れてきています。また、町田市内の精神科病院と実施している「精神保健福祉推進会」においては、医療機関に入院している精神障がいのある方やスタッフ等が地域の状況を認識しやすくなるよう、精神に関わる病院・クリニック・相談機関等が載った『まちだメンタルマップ』を作成しました。

しかしながら、措置入院、医療保護入院の件数等は横ばい状態であり、地域全体で精神障がい者を包括的に支えるシステムは十分とは言えない状況です。

町田市の考え方

国の指針で示された「精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数」「精神病床の1年以上入院患者数」「退院率」については、東京都が成果目標を設定し、とりくみを行うため、町田市においては目標設定を行いません。

町田市では、精神障がいのある方が安心して地域で生活を継続できるよう、重点施策のほかで、保健・医療と連携した会議の場において、地域で生活する上で必要なネットワークのあり方について検討していきます。

成果目標③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

第5期を踏まえた課題

第5期計画期間中には、地域生活支援拠点について地域の障がい者支援センターを中心とした面的整備を行う方針をかため、拠点に求められる5つの機能のうち、「親元からの自立等の相談」「グループホーム等の体験の機会・場」「緊急時の受け入れ」の3つの機能について、整備を行いました。

残る「専門性」「地域の体制づくり」の機能についての整備が課題となっています。

町田市の方考え方

今後、町田市では約300名の知的障がいのある人が50歳を迎える予定となっており、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見すえ、地域で自立した生活をおくれるような支援体制の構築が必要です。このことを踏まえ、地域生活支援拠点等として求められる機能のうち、未整備の「専門性」「地域の体制づくり」について整備をすすめます。また、地域生活支援拠点等の機能充実のため、年1回以上、運用状況を検証・検討することを基本とします。

成果目標の設定

項目	成果目標
地域生活支援拠点等の設置	地域生活支援拠点等について、地域障がい者支援センターを中心とした面的整備を行う
拠点機能の充実	地域生活支援拠点等の機能について、町田市障がい者施策推進協議会において年1回以上、運用状況の検証・検討を行う

※地域生活支援拠点等：障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見すえた、①親元からの自立等の相談、②グループホーム等の体験の機会・場、③緊急時の受け入れ、④専門性、⑤地域の体制づくりの機能を備えた拠点や、それらの機能を分担した面的な支援をおこなうものです。

基本指針 P15

成果目標を達成するための方策

● 地域生活支援拠点等の設置

地域生活支援拠点として備えるべき機能的な内容と仕組みの検討を行います。

● 拠点機能の充実

地域生活支援拠点の運用状況について、施策推進協議会での検証・検討を行います。

成果目標④ 福祉施設から一般就労への移行等

第5期を踏まえた課題

・障害者雇用促進法の改正により、一般就労への移行者数は大きく増加しました。特に精神障がいのある人の就労が進んでいます。就労移行支援事業所は2019年度末時点で12事業所あり、第5期計画期間中では、8割の事業所が就労移行率3割以上を達成しています。障がい者就労・生活支援センター等から一般就労した年間の人数は2019年度末時点で90人となりました。市の調査結果からは就労に関する支援を希望する人が多いことが明らかになり、とりくみの継続が求められています。

・就労定着支援事業所は2019年度末時点で7事業所あり、第5期計画期間中ではサービスを利用して1年間就労継続した人が約9割となりました。しかし、職場環境や仕事内容、人間関係、生活環境などの要因で退職する人も依然として多く、職場定着はひきつづき課題となっています。障がいのある人をとりまく様々な課題に対応するため、関係機関と連携した体制を強化していく必要があります。

町田市の考え方

国の定める成果目標については、国の考え方にもとづき、目標値を設定します。

また、就労に関する支援を利用する人が増加していることから、障がい者就労・生活支援センター等をはじめとした多様な機関が連携し、就労や職場定着、職業生活における支援ニーズに対応できる強固な体制を構築するため、町田市独自の目標として「就労関係機関の連携強化」を設定します。

項目	成果目標
一般就労への移行者数	就労移行支援事業等※1を通じて一般就労に移行する者
	2019年度実績の1.27倍以上かつ就労系サービスの目標の合計値以上
	【2019年度実績】 111人 <u>【2023年度目標】 145人以上</u>
	うち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者
一般就労への移行者数	2019年度実績の1.3倍以上
	【2019年度実績】 96人
	【2023年度目標】 125人以上
	うち就労継続支援 A 型事業を通じて一般就労に移行する者
一般就労への移行者数	2019年度実績の1.26倍以上
	【2019年度実績】 4人
	【2023年度目標】 6人以上

	うち就労継続支援 B 型事業を通じて一般就労に移行する者 2019年度実績の1.23倍以上 【2019年度実績】 11人 【2023年度目標】 14人以上
就労定着支援事業 利用者数	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着 支援事業を利用する者 【2023年度目標】 7 割以上
就労定着率※2	就労定着支援事業の就労定着率※2 【2023年度目標】 就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上
就労関係機関の強固な 連携体制の構築	就労・生活支援センター等を中心とした、強固な連携体制の構築 【2019年度実績】 — 【2023年度目標】 検討

※1:生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

※2:過去 3 年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう

基本指針 P 15～17

成果目標を達成するための方策

● 関係機関との連携

- ・就労・生活支援センター等を中心とした連携強化のための会議を開催します。
- ・公共職業安定所、商工会議所、企業、教育機関、就労・生活支援センター等と連携し、障がい者雇用の支援施策を検討します。
- ・障がい者合同就職面接会や企業向けの雇用セミナーの開催支援を積極的に推進し、企業や参加者の増加を図ります。

● 就労・生活支援センター等による支援体制

地域での就労・生活の支援体制の確保及び個々の障がいに応じたきめ細やかな支援のため、引き続き複数のセンター体制で実施していきます。

● 一般就労と就労定着の推進

就労系の障害福祉サービス事業所へ、一般就労への移行や就労定着支援の利用を促進できるよう、はたらきかけを行います。

成果目標⑤ 相談支援体制の充実・強化等（新規）

当項目については、障がい者計画部会にて意見を多数いただいたため、内容を修正中です。
差し替え資料を当日配布させていただきます。

第5期を踏まえた課題

2015年より市内5地域に障がい者支援センターを設置し、より身近な地域で相談支援や行政手続き等ができる体制を構築してきた。しかしながら、障がいのある方の親世代の高齢化や、障がいの重度化、「親なき後」や障がい者の孤立化の問題など障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために支援のさらなる充実が求められています。

町田市の方針

町田市の特徴である5つの障がい者支援センターを地域支援拠点の中核として、現状ある様々な障がい福祉サービスや資源と連携して相談体制の充実を図ります。

成果目標の設定

項目	成果目標
総合的・専門的な相談支援	地域における障がい者の相談窓口である「地域障がい者支援センター」において、総合的・専門的相談支援の充実を図る。 相談件数の増加 ※新規に計画相談支援の<u>新規利用者数</u>を開始した件数（<u>障がい児者</u>）

基本指針 P17～18

成果目標を達成するための方策

● 相談支援人材の研修の充実

市、地域障がい者支援センター、地域の相談支援事業者が協働し、研修を通して人材育成を行います。

成果目標⑥ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（新規）

第5期を踏まえた課題

・障がいのある人の増加とともに、障がいの重度化や高齢化、多様化が進んでおり、サービスの利用は増えています。利用者一人ひとりの状況やニーズに的確に対応できるよう、質の高い支援を安定的に継続することが求められています。

・障害福祉サービス提供事業所は、定期的・継続的に第三者評価機関による評価を受けるよう努める必要があります。利用者の意向の把握、事業所の良い点や改善点の認識につながるほか、評価結果の公表により、利用希望者がサービスを選択する際の情報源として活用できる利点があります。全ての事業所が受審している状態ではないため、市内事業所に対し、受審に係る普及啓発を行う必要があります。

・東京都による指導監査のほか、町田市独自でも事業所への指導・助言を行っています。市内のサービス提供事業所は年々増加していることから、各事業所のサービスの質の向上、運営の適正化がはかられるよう、指導監査の体制の継続が必要です。

町田市の考え方

利用者にとって真に必要とされるサービスが提供できるよう、事業所、利用者それぞれに対して働きかけ、サービス等の質の向上に継続的に取り組みます。

成果目標の設定

項目	成果目標
第三者評価の受審に係る普及啓発	障害福祉サービス事業所への普及啓発回数 年1回以上
障害福祉サービス事業所への指導	市内事業所への指導の充実をはかり、適正な事業運営を確保する <u>2023年度までに対象事業所※全てにおける実地指導の実施</u>

※対象事業所…市が所管する社会福祉法人の事業所、市が指定を行う特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所

基本指針 P 18

成果目標を達成するための方策

●第三者評価の受審

・事業所への働きかけとともに、事業所の情報公開について市民へ周知を行います。

●障害福祉サービス事業所への指導

・利用者や家族からの苦情相談等に対応し、事業所への指導・助言を継続します。
・実地指導の結果や改善状況を事業所と市で共有し、サービスの質の向上に努めます。

障害福祉サービス			実績(第4期)			実績(第5期)			第5期計画見込量			第6期計画見込量		
			2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度(見込)	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	居宅介護	利用者数	385人	403人	445人	478人	493人	519人	448人	473人	499人	547人	576人	607人
		伸び率	6.4%	4.6%	10.4%	7.4%	3.1%	5.3%				5.3%	5.3%	5.3%
		利用時間数	7,016時間	7,393時間	8,005時間	8,590時間	8,691時間	9,271時間	8,089時間	8,461時間	8,850時間	9,771時間	10,289時間	10,843時間
		伸び率	11.3%	5.4%	8.3%	7.3%	1.2%	6.7%						
		平均利用時間数	18.21時間	18.34時間	17.99時間	17.97時間	17.63時間	17.86時間	18.06時間	17.89時間	17.74時間	17.86時間	17.86時間	17.86時間
		算出方法:	利用者数 【2020年度(見込)の算出方法】 介助者の高齢化や、障がい当事者の在宅生活の継続のため、今後もサービス利用の増加が見込まれる。伸び率に増減はあるもののこれまで一貫して増加傾向を示しており、2020年度も増加が見込まれる。第5期実績2018-2019年度の伸び率平均を2019年度の実績に乗じて算出した。 【第6期計画見込量】 2021年度以降も利用者数の増加傾向は続く予想し、それぞれ前年度の利用者数見込に伸び率5.3%を乗じて算出した。 利用時間数 【2020年度(見込)の算出方法】 一貫して増加傾向を示しており、2020年度も増加が見込まれる。一人平均利用時間は18時間程度で推移している。2020年度も同様と見込み、利用者の見込みに2017-2019年度の一人当たり利用時間数平均(17.86)を乗じて算出した。 【第6期計画見込量】 平均利用時間数は概ね一定で推移するものの、利用者数の増加にともない利用時間数は増加が継続と予想する。利用時間数は2017-2019年度の平均利用時間17.86時間を利用者数の見込に乗じて算出した。											
	重度訪問介護	利用者数	117人	120人	122人	127人	132人	136人	128人	132人	136人	140人	144人	149人
		伸び率	6.4%	2.6%	1.7%	4.1%	3.9%	3.2%				3.2%	3.2%	3.2%
		利用時間数	30,845時間	32,202時間	33,596時間	35,104時間	35,066時間	37,057時間	33,964時間	34,881時間	35,823時間	38,147時間	39,237時間	40,599時間
		伸び率	5.6%	4.4%	4.3%	4.5%	-0.1%	2.9%						
		平均利用時間数	263.63時間	268.35時間	275.38時間	276.41時間	265.65時間	272.48時間	265.34時間	264.25時間	263.40時間	272.48時間	272.48時間	272.48時間
		算出方法:	利用者数 【2020年度(見込)の算出方法】 2015年度から増加傾向を示しているため2017年度から2019年度までの伸び率平均3.2%を2019年度の実績に乗じて算出した。 【第6期計画見込量】 2021年度以降も利用者数のゆるやかな増加傾向は続く予想するため2017年度から2019年度の伸び率平均3.2%をそれぞれ前年度の利用者見込に乗じて算出した。 利用時間数 【2020年度(見込)の算出方法】 年度により平均利用時間数に増減が見られ、直近ではやや減少傾向となっている。過去3年の実績では一人平均利用時間は270時間前後で推移し、最大で276時間。2020年度は利用者の見込みに2017-2019年度の一人当たり利用時間平均(272.48)を乗じて算出した。 【第6期計画見込量】 平均利用時間数は概ね一定で推移するものの、利用者数の増加にともない利用時間数は増加が継続と予想する。利用時間数は2017-2019年度の平均利用時間272.48時間を利用者数の見込に乗じて算出した。											

障害福祉サービス			実績(第4期)			実績(第5期)			第5期計画見込量			第6期計画見込量		
			2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度(見込)	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
訪問系サービス	同行援護	利用者数	109人	111人	118人	123人	126人	131人	124人	131人	139人	137人	143人	149人
		伸び率	11.1%	1.9%	6.3%	4.2%	2.4%	4.3%				4.3%	4.3%	4.3%
		利用時間数	2,486時間	2,801時間	2,933時間	3,059時間	2,961時間	3,198時間	3,088時間	3,242時間	3,404時間	3,344時間	3,491時間	3,637時間
		伸び率	-3.1%	12.7%	4.7%	4.3%	-3.2%	1.9%						
		平均利用時間数	22.83時間	25.23時間	24.86時間	24.87時間	23.50時間	24.41時間	24.90時間	24.75時間	24.49時間	24.41時間	24.41時間	24.41時間
		算出方法:	利用者数 【2020年度(見込)の算出方法】 利用者の高齢化 や、疾病等による後天性の視覚障がいのある方の増加が見込まれる。利用者の伸びは直近3年の実績(2017-2019)で4.3%。2020年度はこの伸び率を2019年度の実績に乗じて算出した。 【第6期計画見込量】利用者数の増加傾向は続くと予想し、それぞれ前年度の利用者数見込に伸び率4.3%を乗じて算出した。											
			利用時間数 【2020年度(見込)の算出方法】 年度により平均利用時間数に増減が見られる。過去3年の実績では一人平均利用時間は24時間前後で推移し、平均は24.41時間となっている。2020年度は利用者数の見込みに2017-2019年度の一人当たり利用時間平均(24.41)を乗じて算出した。 【第6期計画見込量】 平均利用時間数は多少の増減はあるものの、概ね一定で推移しているため、利用者数の増加にともない利用時間数は増加が続くと予想する。利用時間数は2017-2019年度の平均24.41時間を利用者数の見込に乗じて算出した。											
	行動援護	利用者数	5人	6人	8人	11人	13人	16人	8人	9人	10人	19人	22人	25人
		伸び率	25.0%	20.0%	33.3%	37.5%	18.2%	23.1%						
		利用時間数	154時間	160時間	216時間	256時間	336時間	406時間	191時間	209時間	229時間	482時間	558時間	634時間
		伸び率	24.2%	3.9%	35.0%	18.5%	31.3%	20.8%						
		平均利用時間数	30.80時間	26.67時間	27.00時間	23.27時間	25.85時間	25.37時間	23.88時間	23.22時間	22.90時間	25.37時間	25.37時間	25.37時間
		算出方法:	利用者数 【2020年度(見込)の算出方法】 本サービスの代わりに移動支援を利用する人が多く、さらに、本サービスを提供する事業所が少ないことからサービス規模及び利用者の増はごくわずかであると予想するものの、近年2～3名ずつ利用者数が増加している傾向を踏まえ、2020年度(見込)は2019年度から3名増とした。 【第6期計画見込量】 2020年度(見込)と同様の算出方法により、それぞれ前年度の利用者見込に3名増をして算出した。											
			利用時間数 【2020年度(見込)の算出方法】 利用者数が増加傾向のため利用時間数は増加が続いているが、平均利用時間数としては増減が見られ、ベースが下がっている。利用者数増にサービス提供基盤の増加が追いついていないなどの理由が考えられる。今後もこの傾向は続くと予想するが、移動支援の時間数増の影響や事業所の新設などを見込、2017-2019の一人平均利用時間25.37時間を2020年度の利用者の見込みに乗じて算出した。 【第6期計画見込量】利用者数が増加傾向のため利用時間数は増加が続いているが、平均利用時間数としては増減が見られ、ベースが下がっている。利用者数増にサービス提供基盤の増加が追いついていないなどの理由が考えられる。今後もこの傾向は続くと予想するが、移動支援の時間数増の影響や事業所の新設などを見込、2017-2019の一人平均利用時間25.37時間を各年度の利用者の見込みに乗じて算出した。											
	重度障害者等包括支援	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人		0人	0人	0人	0人	0人	0人

障害福祉サービス	実績(第4期)			実績(第5期)			第5期計画見込量			第6期計画見込量		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度(見込)	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度

障害福祉サービス			実績(第4期)			実績(第5期)			第5期計画見込量			第6期計画見込量		
			2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度(見込)	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
日中活動系サ	生活介護	利用者数	934人	971人	1,043人	1,059人	1,076人	1,114人	1,076人	1,103人	1,131人	1,153人	1,193人	1,235人
		伸び率	2.4%	4.0%	7.4%	1.5%	1.6%	3.5%				3.5%	3.5%	3.5%
		利用日数	17,681人日	18,694人日	19,986人日	20,318人日	20,519人日	22,280人日	21,520人日	22,060人日	22,620人日	23,060時間	23,860時間	24,700時間
		伸び率	2.1%	5.7%	6.9%	1.7%	1.0%	8.6%						
		平均利用日数	18.9人日	19.3人日	19.2人日	19.2人日	19.1人日	20.0人日	20.0人日	20.0人日	20.0人日	20.0人日	20.0人日	20.0人日
		算出方法:	利用者数 【2020年度(見込)の算出方法】 学校卒業後の進路として、障害の重度化、高齢化によるニーズが高いサービスであり増加傾向が続いている。5期期間中の伸び率は4期計画期間中よりも低くなっているものの、2020年度も増加傾向は変わらないと見込むため、2017～2019年度の平均伸び率3.5%を2019年度の利用者数に乗じて算出した。 【第6期計画見込量】 障がいの重度化や、加齢によって介助が必要な方が増加していることや障がい支援区分見直しの申請も増えている現状がある。2021年度以降も利用者数の増加傾向は続く予想し、それぞれ前年度の利用者数見込に2017年度から2019年度までの伸び率平均3.5%を乗じて算出した。											
			利用日数 【2020年度(見込)の算出方法】 平均利用日数は20日をやや下回りほぼ一定である。2020年度は利用者の見込みに定数として20日をかけて算出した。 【第6期計画見込量】 2021年度以降も利用者数の増加傾向を見込んでいるため、一人当たり月20日の利用があるという想定で、各年度の利用者数見込に20日をかけて算出した。											
	自立訓練(機能訓練)	利用者数	4人	3人	3人	2人	3人	4人	6人	6人	6人	6人	6人	6人
		伸び率	-33.3%	-25.0%	0.0%	-33.3%	50.0%	33.3%						
		利用日数	64人日	48人日	49人日	15人日	36人日	64人日	100人日	100人日	100人日	100人日	100人日	100人日
		伸び率	-35.6%	-25.5%	2.1%	-69.4%	140.0%	78.9%						
		平均利用日数	16.1人日	16.0人日	16.3人日	7.5人日	12.0人日	16.1人日	16.7人日	16.7人日	16.7人日	16.7人日	16.7人日	16.7人日
		算出方法:	利用者数 【2020年度(見込)の算出方法】 過去の実績では利用者数が3名～4名で推移しており、利用者が多くないこと、また、標準利用期間が最長18ヵ月と定められていることから、大幅な利用者増は無いと見込まれる。よって過去5年間の最大値である2015年度の4名を2020年度の実績見込とした。 【第6期計画見込量】 2021年度以降も大幅な利用者増は見込まれず、利用者数は増減を繰り返し、概ね横ばいで推移すると予想するが、2018、2019の2力年で平均2名程度の地域移行者がいることから、そのことを考慮して2020年度実績見込みから2名増の6名とした。											
			利用日数 【2020年度(見込)の算出方法】 利用者数を4名と見込んでいるため、過去5年間の実績で利用者数が4名であった2015年度と同数の64人日とした。 【第6期計画見込量】 各年度の利用者数を6名と見込んでおり、2020～21にかけての利用者数の伸びが1.5倍程度と見込んでいることから、利用日数についても、2020年度の見込値64人日の1.5倍の100人日とした。											

障害福祉サービス			実績(第4期)			実績(第5期)			第5期計画見込量			第6期計画見込量		
			2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度(見込)	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
サービス	自立訓練(生活訓練)	利用者数	27人	26人	27人	32人	39人	39人	33人	33人	33人	41人	41人	41人
		伸び率	15.2%	-1.9%	3.8%	18.5%	21.9%	0.0%				5.1%	0.0%	0.0%
		利用日数	335人日	364人日	432人日	538人日	633人日	633人日	380人日	380人日	380人日	665人日	665人日	665人日
		伸び率	31.2%	8.8%	18.7%	24.5%	17.7%	0.0%				5.1%	0.0%	0.0%
		平均利用日数	12.6人日	14.0人日	16.0人日	16.8人日	16.2人日	16.2人日	11.5人日	11.5人日	11.5人日	16.2人日	16.2人日	16.2人日
		算出方法:	利用者数 【2020年度(見込)の算出方法】 過去の実績では利用者数が30名前後で推移していたが、2019年度に39名となった。本サービスは標準利用期間(最長2年)があるものであることを踏まえると、大幅な利用者増は無いと見込まれることから、過去5年間の最大値である2019年度の39名を2020年度の実績見込とした。 【第6期計画見込量】 今後も長期入所や入院をしていた障がい者の他、地域で自立した生活を望む方の利用が見込まれる。2018、2019と2名程度の地域移行者がいることを踏まえ、2021年度以降は2020年度見込に2名を加えた41名とした。 利用日数 【2017年度(見込)の算出方法】 利用者数と同様、過去5年間の最大値を採用した。 【第5期計画見込量】 利用者数の見込同様、地域移行者数の動向を踏まえ、利用者数2名増に伴う利用日数の増加を見込んだ。(2020年度見込×1.051)											
	宿泊型自立訓練	利用者数	21人	21人	13人	11人	9人	21人	21人	21人	21人	21人	21人	21人
		伸び率	23.5%	0.0%	-38.1%	-15.4%	-18.2%	133.3%						
		利用日数	590人日	618人日	351人日	308人日	251人日	618人日	618人日	618人日	618人日	618人日	618人日	618人日
		伸び率	19.4%	4.7%	-43.2%	-12.3%	-18.5%	146.2%						
		平均利用日数	28.1人日	29.4人日	27.0人日	28.0人日	27.9人日	29.4人日	29.4人日	29.4人日	29.4人日	29.4人日	29.4人日	29.4人日
		算出方法:	利用者数 【2020年度(見込)の算出方法】 過去の実績では利用者数が9名～21名で推移しており、直近の3年では減少傾向である。本サービスは標準利用期間(最長2年)があるものであり、大幅な利用者増は無いと見込まれることから、過去5年間の最大値である21名を2020年度の実績見込とした。 【第6期計画見込量】 施設増加は見込めないが、グループホームや一人暮らしを希望する方の利用が引き続き見込まれる。よって2021年度以降は2020年度実績見込みと同数とした。 利用日数 【2020年度(見込)の算出方法】 利用者数と同様、過去5年間の最大値を採用した。 【第6期計画見込量】 2021年度以降も大幅な利用者増は見込まれないと予想するため、2020年度実績見込みを2021年度以降の利用日数見込とした。											

障害福祉サービス	実績(第4期)			実績(第5期)			第5期計画見込量			第6期計画見込量		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度(見込)	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度

障害福祉サービス			実績(第4期)			実績(第5期)			第5期計画見込量			第6期計画見込量		
			2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度(見込)	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
日中活動系	就労移行支援	利用者数	117人	114人	116人	126人	141人	151人	124人	130人	137人	162人	174人	187人
		伸び率	27.2%	-2.6%	1.8%	8.6%	11.9%	7.4%				7.4%	7.4%	7.4%
		利用日数	1,778人日	1,928人日	1,987人日	2,094人日	2,295人日	2,433人日	2,232人日	2,340人日	2,466人日	2,579人日	2,734人日	2,899人日
		伸び率	28.9%	8.4%	3.1%	5.4%	9.6%	6.0%				6.0%	6.0%	6.0%
		平均利用日数	15.2人日	16.9人日	17.1人日	16.6人日	16.3人日	16.1人日	18.0人日	18.0人日	18.0人日	16.0人日	16.0人日	16.0人日
		算出方法:	利用者数 【2020年度(見込)の算出方法】 市内に新しい事業所が増え第5期期間中の利用者は増加傾向となっている。調査結果で就労支援へのニーズの高さが浮き彫りになったことを踏まえ2020年度も伸びを予想し、直近3年間の伸び率平均を2019年度実績に乘じた数を見込む。 【第6期計画見込量】 調査の結果からもニーズが高いサービスであることが分かっているため、今後も伸びを予想し2017-2019年度の平均伸び率(7.4%)を利用者数に乘じて見込を算出した。 【2020年度(見込)の算出方法】 利用者数と同様の増加傾向を示している。調査結果で就労支援へのニーズの高さが浮き彫りになったことを踏まえ2020年度も伸びを予想し、直近3年間の伸び率平均を2019年度実績に乘じた数を見込む。 【第6期計画見込量】 調査の結果からもニーズが高いサービスであることが分かっているため、今後も伸びを予想し2017-2019年度の平均伸び率(6%)を利用日数に乘じて見込を算出した。											
	就労継続支援(A型)	利用者数	81人	101人	110人	118人	115人	120人	131人	149人	170人	120人	120人	120人
		伸び率	26.6%	24.7%	8.9%	7.3%	-2.5%	4.6%						
		利用日数	1,641人日	2,047人日	2,170人日	2,342人日	2,246人日	2,320人日	2,751人日	3,129人日	3,570人日	2,320人日	2,320人日	2,320人日
		伸び率	25.0%	24.7%	6.0%	7.9%	-4.1%	3.3%						
		平均利用日数	20.3人日	20.3人日	19.7人日	19.8人日	19.5人日	19.3人日	21.0人日	21.0人日	21.0人日	19.3人日	19.3人日	19.3人日
		算出方法:	利用者数 【2020年度(見込)の算出方法】 近年の実績を見ると、利用者数は110人前後で増減しながら推移している。市内事業者数も限られ事業所の新設などの予定も聞かれないことから、大幅な利用者増は見込まれない。よって過去3年間の伸び率平均4.6%を2019年度の利用者数に乘じて算出した。 【第6期計画見込量】 市内事業者の増加が見込めないことから大幅な増加はないものと見込、2021年度以降は2020年度の見込数と同値とした。 利用日数 【2020年度(見込)の算出方法】 利用者数と同様、過去3年間の伸び率平均3.3%を2019年度の利用者数に乘じて算出した。 【第5期計画見込量】 利用者数と同様、市内事業者の増加が見込めないことから、2021年度以降は2020年度の見込数と同値とした。											

障害福祉サービス			実績(第4期)			実績(第5期)			第5期計画見込量			第6期計画見込量		
			2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度(見込)	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
ホ サ ー ビ ス	就労継続支援(B型)	利用者数	747人	797人	772人	778人	806人	824人	815人	863人	914人	842人	861人	880人
		伸び率	5.4%	6.7%	-3.1%	0.8%	3.6%	2.2%				2.2%	2.2%	2.2%
		利用日数	11,469人日	12,920人日	12,565人日	12,599人日	13,078人日	13,353人日	13,855人日	14,671人日	15,538人日	13,633人日	13,919人日	14,211人日
		伸び率	4.5%	12.7%	-2.7%	0.3%	3.8%	2.1%				2.1%	2.1%	2.1%
		平均利用日数	15.4人日	16.2人日	16.3人日	16.2人日	16.2人日	16.2人日	17.0人日	17.0人日	17.0人日	16.2人日	16.2人日	16.1人日
		算出方法:	利用者数 【2020年度(見込)の算出方法】 2017年年度に施設類型の移行があり、利用者数が減少したが2018年度からは増加傾向となっているため、直近2カ年の伸び率平均2.2%を2019年度の実績に乗じて算出。 【第6期計画見込量】 事業所数や利用者数の大幅な増は見込まれないことから2021年度以降も2020年度の伸び率2.2%を加味し見込を算出。 利用日数 【2020年度(見込)の算出方法】 利用者数と同様、過去2年間の伸び率平均2.1%を2019年度の利用者数に乗じて算出した。 【第6期計画見込量】 事業所数や利用者数の大幅な増は見込まれないことから2021年度以降も2020年度の伸び率2.1%を加味し見込を算出。											
	就労定着支援	利用者数	2018年度新設のサービス			23人	47人	62人	56人	59人	62人	65人	68人	71人
		伸び率					104.3%	31.9%				5.0%	5.0%	5.0%
		算出方法:	利用者数 【2020年度(見込)の算出方法】 2018年度新設のサービスで、開始初年度は見込んだほど実績がでなかったが、2019年度にかけて2倍に伸び、見込値との乖離も小さくなったことから、2020年度は5期計画の見込値とした。 【第6期計画見込量】 2021年度以降は事業開始当初の大きな伸びが無くなると推測されるため、5%の伸びを見込んだ。											

障害福祉サービス			実績(第4期)			実績(第5期)			第5期計画見込量			第6期計画見込量		
			2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度(見込)	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	療養介護	利用者数	46人	51人	52人	51人	47人	52人	55人	59人	63人	54人	56人	58人
		伸び率	13.2%	9.9%	2.0%	-1.9%	-7.8%	10.6%	6.9%	6.9%	6.9%	3.8%	3.7%	3.6%
		算出方法:	利用者数 【2020年度(見込)の算出方法】 過去5年間の実績を見ると、ほぼ変化なく推移している。2020年度見込みは過去実績の最大値とした。 【第6期計画見込量】 身体障がい重症化によってご本人の承諾のうえで入所したいという要望が毎年ある。大幅な増加は見込めないが、第4期期間中には6人増加していることから、期間中に各年2名増として算出した。											

障害福祉サービス			実績(第4期)			実績(第5期)			第5期計画見込量			第6期計画見込量		
			2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度(見込)	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
日中活動系サービス	短期入所(福祉型)	利用者数	120人	121人	136人	171人	224人	251人	138人	147人	157人	281人	314人	351人
		伸び率	-10.4%	0.8%	12.4%	25.7%	31.0%	11.9%				11.9%	11.9%	11.9%
		利用日数	748人日	794人日	865人日	912人日	1,110人日	1,184人日	899人日	957人日	1,018人日	1,264人日	1,349人日	1,439人日
		伸び率	-8.4%	6.1%	8.9%	5.4%	21.7%	6.7%				6.7%	6.7%	6.7%
		平均利用日数	6.2人日	6.6人日	6.4人日	5.3人日	5.0人日	4.7人日	6.5人日	6.5人日	6.5人日	4.5人日	4.3人日	4.1人日
		算出方法:	利用者数 【2020年度(見込)の算出方法】 第5期期間中の実績では30%を超える伸びを示し、計画見込みを大きく上回っている。2020年度以降も伸びを見込むが、過去3年間の伸び率で評価すると見込が過大であると考えするため、過去5年間の伸び率平均11.9%を2019年度の実績に乗じて算出した。 【第6期計画見込量】 利用ニーズが高く、市への開所相談も多い共同生活援助事業を開始する際に、ショートステイが併設されることを見込、2021年度以降も増傾向を予想。2020年度見込みの伸び率をそれぞれ前年度の見込値に乗じて算出した。 利用日数 【2020年度(見込)の算出方法】 利用者数と同様、利用日数も増加傾向にある。利用ニーズの高いサービスであることやGHとの併設などが進むことを見込、過去5年間の伸び率平均を2019年度実績に乗じて算出。 【第6期計画見込量】 2021年度以降も増加傾向は続くと予想し、2015年度～2019年度の伸び率平均6.7%を前年度の見込みに乗じて算出。											
	短期入所(医療型)	利用者数	25人	25人	24人	28人	31人	31人	28人	29人	30人	32人	33人	34人
		伸び率		0.0%	-4.0%	16.7%	10.7%	0.0%						
		利用日数	173人日	184人日	176人日	207人日	216人日	229人日	209人日	223人日	237人日	237人日	244人日	252人日
		伸び率		6.4%	-4.3%	17.6%	4.3%	6.2%						
		平均利用日数	6.9人日	7.4人日	7.3人日	7.4人日	7.0人日	7.4人日	7.5人日	7.7人日	7.9人日	7.4人日	7.4人日	7.4人日
		算出方法:	利用者数 【2020年度(見込)の算出方法】 利用できる事業所は増加しないが、利用ニーズは見込まれる。月ごとに利用者数にばらつきがみられるため、2020年度においては利用者数が最大だった月の値を見込みとした。 【第6期計画見込量】 2021年度以降は若干の増傾向を見込、2020年度見込みから1名ずつ増やした数字を採用した。 利用日数 【2017年度(見込)の算出方法】 平均利用日数としては6.9～7.4日となっている。2020年度においては最大値7.4日を採用し、利用者数に乗じて算出した。 【第5期計画見込量】 最大値7.4日を各年度の利用者数に乗じて算出した。											

障害福祉サービス			実績(第4期)			実績(第5期)			第5期計画見込量			第6期計画見込量		
			2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度(見込)	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
居住系サービス	自立生活援助	利用者数				0人	0人	3人	6人	6人	6人	4人	5人	5人
		伸び率	2018年度新設のサービス			#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!						
		利用者数(内精神)				0人	0人	2人				2人	3人	3人
		算出方法:	利用者数 【2020年度(見込)の算出方法】 5期計画期間中の各年度における地域移行者数の最大値3名を2020年度の見込量とした。 【第6期計画見込量】 成果目標「施設入所者の地域生活への移行」で2023年度末までに14人を地域移行する目標を立てていることを踏まえ、2021年度4人、2022～2023年度を5人とした。 利用者数(内精神) 【2020年度(見込)の算出方法】 全体の利用者数を1:2で按分し大きい数字を精神障がいのある人の見込とした。 【第6期計画見込量】 全体の利用者数を1:2で按分し大きい数字を精神障がいのある人の見込とした。											
	共同生活援助	利用者数	294人	335人	365人	410人	447人	484人	407人	449人	495人	521人	558人	595人
		伸び率	12.8%	13.8%	9.0%	12.3%	9.0%	8.3%						
		利用者数(内精神)	56人	68人	71人	88人	95人	102人	94人	103人	113人	109人	116人	123人
		伸び率		21.4%	4.4%	23.9%	8.0%	7.4%						
		算出方法:	利用者数 【2020年度(見込)の算出方法】 ニーズは高く、新規でグループホームが市内に建ち上がるごとに利用者数は増加傾向を示している。今後も増加傾向が予想されるため、2018年度から2019年度の増加人数を2019年度実績に足して算出。 【第6期計画見込量】 8050など、今後、高齢の知的障がいのある人のGHへのニーズがさらに高まる要因がある事から2021年度以降も利用者数の増加傾向は続くと予想し、2018年度から2019年度の増加人数を前年度の数字に足して算出。 利用者数(内精神) 【2020年度(見込)の算出方法】 ニーズは高く、新規でグループホームが市内に建ち上がるごとに利用者数は増加傾向を示している。今後も増加傾向が予想されるため、2018年度から2019年度の増加人数を2019年度実績に足して算出。											
	施設入所支援	利用者数	233人	234人	233人	236人	235人	234人	236人	236人	236人	233人	232人	231人
		伸び率	-1.0%	0.6%	-0.4%	1.3%	-0.4%	-0.4%				-0.4%	-0.4%	-0.4%
		算出方法:	利用者数 【2020年度(見込)の算出方法】 これまでの利用者数は横ばいで推移している。過去5年間の平均値を見込む。 【第6期計画見込量】 成果目標「施設入所者の地域生活への移行」における施設入所者の削減目標との整合を図り、2023年度の数字を2019年度末の施設入所者235人から1.6%の削減した231人とした。											
	地域生活支援拠点等(新設)	拠点数										1箇所	1箇所	1箇所
		機能検証検討回数										1回	1回	1回
		算出方法:	第6期から新たに計画に記載することとされた活動指標(見込量)											
	計画相談支援	利用者数	717人	901人	1,345人	1,770人	2,036人	2,510人	1,450人	1,900人	2,350人	3,095人	3,816人	4,705人
		伸び率	71.1%	25.7%	49.3%	31.6%	15.0%	23.3%				23.3%	23.3%	23.3%
		算出方法:	利用者数 【2020年度(見込)の算出方法】 利用者数は増加傾向を示しており、今後も増加が見込まれる為、2020年度は2017年度から2019年度の伸び率平均23.3%を2019年度の実績に乗じて算出した。 【第6期計画見込量】 2021年度以降も同様に伸び率平均23.3%を前年度の利用者数に乗じて算出。											

障害福祉サービス			実績(第4期)			実績(第5期)			第5期計画見込量			第6期計画見込量		
			2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度(見込)	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
相談支援	指定特定相談支援事業所	箇所数	12箇所	15箇所	19箇所	25箇所	26箇所	27箇所	19箇所	21箇所	23箇所	28箇所	29箇所	30箇所
		伸び率		25.0%	26.7%	31.6%	4.0%					5.3%	3.6%	3.4%
		算出方法:	箇所数 【2020年度(見込)の算出方法】 2020年度中に1箇所の新規開設を見込んでいる。 【第6期計画見込量】 2021年度以降、介護保険サービス事業所の参入を見込み、年1箇所の増設をその後も見込む。											
	地域移行支援	利用者数	2人	1人	2人	2人	2人	3人	6人	6人	6人	4人	5人	5人
		伸び率	0.0%	-50.0%	100.0%	0.0%	0.0%	50.0%						
		利用者数(内精神)	2人	1人	2人	2人	2人	2人				2人	3人	3人
		算出方法:	利用者数 【2020年度(見込)の算出方法】 5期計画期間中の各年度における地域移行者数の最大値3名を2020年度の見込量とした。 【第6期計画見込量】 成果目標「施設入所者の地域生活への移行」で2023年度末までに14人を地域移行する目標を立てていることを踏まえ、2021年度4人、2022～2023年度を5人とした。 利用者数(内精神) 【2020年度(見込)の算出方法】 全体の利用者数を1:2で按分し大きい数字を精神障がいのある人の見込とした。 【第6期計画見込量】 全体の利用者数を1:2で按分し大きい数字を精神障がいのある人の見込とした。											
	地域定着支援	利用者数	1人	1人	1人	0人	0人	3人	3人	3人	3人	4人	5人	5人
		伸び率	#DIV/0!	9.1%	0.0%	-100.0%	#DIV/0!	#DIV/0!						
		利用者数(内精神)	1人	1人	1人	1人	1人	2人				2人	3人	3人
		算出方法:	利用者数 【2020年度(見込)の算出方法】 5期計画期間中の各年度における地域移行者数の最大値3名を2020年度の見込量とした。 【第6期計画見込量】 成果目標「施設入所者の地域生活への移行」で2023年度末までに14人を地域移行する目標を立てていることを踏まえ、2021年度4人、2022～2023年度を5人とした。 利用者数(内精神) 【2020年度(見込)の算出方法】 全体の利用者数を1:2で按分し大きい数字を精神障がいのある人の見込とした。 【第6期計画見込量】 全体の利用者数を1:2で按分し大きい数字を精神障がいのある人の見込とした。											
発達障害者等に対する支援	ペアレントプログラム等の受講者数	受講者数												
		算出方法:												
	ペアレントメンターの人数	人数												
		算出方法:												
	ピアサポート活動への参加人数	参加人数												
		算出方法:												
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	開催回数												
		算出方法:												
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	参加者数												
		算出方法:												
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	実施回数												
		算出方法:												

発達障がい者等に対する支援以下
第6期から新たに計画に記載することとされた活動指標(見込量)

障害福祉サービス			実績(第4期)			実績(第5期)			第5期計画見込量			第6期計画見込量		
			2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度(見込)	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
相談支援体制の充実・強化のための取組	(障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込)	件数												
		算出方法:												
	(地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込)	指導・助言件数												
		算出方法:												
	(地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込)	支援件数												
		算出方法:												
	(地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込)	実施回数												
		算出方法:												
障害福祉サービスの質を向上させるための取組	(都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修、その他の研修への市町村職員の参加人数の見込)	参加人数												
		算出方法:												
	(自立支援審査支払システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込)	共有体制の有無												
		実施回数												
		算出方法:												
	(都道府県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する、指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数の見込)	共有体制の有無												
		共有回数												
		算出方法:												

必須事業

サービスの種別			4期実績			5期実績			第5期計画見込量			第6期計画見込量			
			2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
	1	理解促進研修・啓発事業		実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
	2	自発的活動支援事業		未実施	未実施	検討	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
	3	相談支援 事業	障害者相談支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
			基幹相談支援センター等機能 強化事業	機能として 実施	機能として 実施	機能として 実施	機能として 実施	機能として 実施	機能として 実施	機能として 実施	機能として 実施	機能として 実施	機能として 実施	機能として 実施	機能として 実施
			住宅入居支援事業(居住サ ポート事業)	未実施	未実施	未実施	未実施	検討	実施	検討	検討	実施	検討	検討	検討
	4	成年後見制度利用支援事業		23件	17件	20件	23件	23件	24件	23件	24件	25件	25件	26件	27件
						達成率	100.0%	95.8%							
				見込量算出方法: 今後の高齢化に伴う認知症高齢者等の増加を想定し、成年後見制度市長申立件数について年1件の増加を見込んでいる。											
	5	成年後見制度法人後見支援事業 法人後見及び法人後見監督の件数(件)		1団体	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体
				13件	17件	20件	28件	25件	26件	21件	22件	23件	24件	25件	26件
				見込量算出方法: 今後の高齢化、認知症高齢者の増加、親亡き後の対応等を想定し、年1件の増加を見込んでいる。											
	6	意思疎通 支援事業	手話通訳者派遣事業	1,364件	1,426件	1,393件	1,354件	1,307件	1,350件	1,710件	1,870件	2,040件	1,350件	1,350件	1,350件
				見込量算出方法: 利用頻度の多かった利用者の転出などがあったため、2017年度を境に派遣件数の減少傾向がある。また、2019年度にはコロナウイルスの影響もあったことから、2018年度の実績を今後の見込みの基準とした。今後のコロナウイルスの影響を加味し1の位は切り捨てた1350件を2020年度以降の見込とした。											
			要約筆記者派遣事業	67件	52件	51件	49件	34件	30件	72件	74件	76件	35件	40件	45件
				4.7%	-22.4%	-1.9%	-3.9%	-30.6%	-11.8%						
見込量算出方法: 2019年度のコロナウイルス以降、大規模イベントの開催自粛などの影響で2020年6月時点で全体投影の派遣が出来ない状況が続いている。このような影響から、2020年度は派遣件数が底を打ち、その後、withコロナの新しい生活様式の定着を受けて徐々に全体投影の機会も増えていくと予想し、年間5件ずつの増を見込んだ。															
手話通訳者設置事業 (手話通訳者登録者数)			35人	35人	35人	週1日	週1日	週1日	週1日	週1日	週1日	週1日	週1日	週1日	週1日
見込量算出方法: 5期計画で手話通訳者を障がい福祉課に設置するという指標に変更。引き続き週1日で見込む。															
7	手話奉仕員養成研修事業 (養成講習修了者数)		12人	14人	14人	14人	13人	16人	16人	16人	16人	16人	16人	16人	
			見込量算出方法: 手話奉仕員養成講座の定員数16人を見込み量とする。												

サービスの種別				4期実績			5期実績			第5期計画見込量			第6期計画見込量		
				2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
必須事業	8	日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	74件	35件	45件	50件	59件	60件	80件	80件	80件	60件	60件	60件
				7.2%	-52.7%	28.6%	11.1%	18.0%	1.7%						
				見込量算出方法：一度の作成で数年間使用するものであるため、年とによる申請件数にバラつきがみられる。よって、一定期間の年平均の値で見込値を検討する。過去5年間の年平均の値が53件であるため、この数字を基準とし、高齢化等の影響による申請件数増を加味して、2020年度～2023年度までの年平均が60件になる見込みをたてた。											
			自立生活支援用具	112件	102件	85件	89件	74件	100件	120件	120件	120件	100件	100件	100件
				-1.8%	-8.9%	-16.7%	4.7%	-16.9%	35.1%						
				見込量算出方法：一度の作成で数年間使用するものであるため、年とによる申請件数にバラつきがみられる。よって、一定期間の年平均の値で見込値を検討する。過去5年間の年平均の値が92件であるため、この数字を基準とし、高齢化等の影響による申請件数増を加味して、2020年度～2023年度までの年平均が100件になる見込みをたてた。											
			在宅療養等支援用具	69件	64件	72件	60件	65件	70件	90件	90件	90件	70件	70件	70件
				-16.9%	-7.2%	12.5%	-16.7%	8.3%	7.7%						
				見込量算出方法：一度の作成で数年間使用するものであるため、年とによる申請件数にバラつきがみられる。よって、一定期間の年平均の値で見込値を検討する。過去5年間の年平均の値が66件であるため、この数字を基準とし、高齢化等の影響による申請件数増を加味して、2020年度～2023年度までの年平均が70件になる見込みをたてた。											
			情報・意思疎通支援用具	141件	154件	130件	163件	214件	170件	170件	170件	170件	170件	170件	170件
				-8.4%	9.2%	-15.6%	25.4%	31.3%	-20.6%						
				見込量算出方法：一度の作成で数年間使用するものであるため、年とによる申請件数にバラつきがみられる。よって、一定期間の年平均の値で見込値を検討する。過去5年間の年平均の値が160件であるため、この数字を基準とし、高齢化等の影響による申請件数増を加味して、2020年度～2023年度までの年平均が170件になる見込みをたてた。											
			排泄管理支援用具	7,826件	9,040件	7931件	8,387件	8,708件	9,000件	10,400件	11,200件	12,000件	9,000件	9,000件	9,000件
				-1.8%	15.5%	7.0%	5.3%	3.8%	3.4%						
				見込量算出方法：一定期間の年平均の値で見込値を検討する。過去5年間の年平均の値が8400件程度であるため、この数字を基準とし、高齢化等の影響による申請件数増を加味して、2020年度～2023年度までの年平均が9000件になる見込みをたてた。											
			住宅改修費	48件	38件	39件	20件	9件	30件	50件	50件	50件	30件	30件	30件
				54.8%	-20.8%	-1.0%	-35.5%	-55.0%	233.3%						
				見込量算出方法：直近の実績は大きく減少傾向であるものの、5年間の年平均では30件程度の実績があることから、2020年度～2023年度までの年平均が30件になる見込みをたてた。											
	9	移動支援事業		574人	568人	606人	629人	665人	690人	630人	660人	690人	720人	750人	780人
				3.2%	-1.0%	6.7%	3.8%	5.7%	4.0%				4.0%	4.0%	4.0%
			見込量算出方法：過去5年間の実績では、概ね増加傾向にあり、伸び率平均が4%であった。この値を2019年度実績に乘じ2020年度の見込値を算出し、以降も同じ伸び率で見込を算出した。												
	10	地域活動支援センター機能強化事業			実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

サービスの種別	4期実績			5期実績			第5期計画見込量			第6期計画見込量		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度

任意事業

サービスの種別			4期実績			5期実績			第5期計画見込量			第6期計画見込量		
			2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
任意事業	1	福祉ホーム	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	2	訪問入浴サービス	30人	30人	30人	30人	30人	30人	30人	30人	30人	継続支援	継続支援	継続支援
	3	日中一時支援	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討	検討	検討	検討
	4	緊急一時保護	762日	534日	305日	237日	287日	300日	800日	800日	800日	820日	820日	820日
			0.0%	-29.9%	4.0%	-68.9%	21.1%	4.5%						
			見込量算出方法： 短期入所施設が増え、利用がしやすくなったことにより、緊急一時保護の利用日数は減っている。見込量は施設ごとの受け入れ可能日数とした。											
	5	スポーツ・レクリエーション教室開催等	3事業	3事業	3事業	3事業	3事業	3事業	3事業	3事業	3事業	3事業	3事業	3事業
	6	自動車運転免許取得・改造助成	21件	12件	16件	15件	8件	15件	25件	25件	25件	16件	16件	16件
	7	知的障害者職親委託	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人

障害福祉サービスの見込量確保のための方策

○現計画ではサービスごとに見込量や見込量確保方策のページを作っていましたが次期計画では「訪問系サービス」、「居住系サービス」、「日中活動系サービス」、「相談支援」の4つのくりごとに一覧表にして掲載します。

○見込量確保方策については、1つ1つのサービスごとに設定するのではなく、4つのくりごとに特に重要と思われる内容に絞って、計画に掲載し、取り組みをすすめてまいりたいと考えています。

○障がい者計画と障がい福祉事業計画を一体化して策定することになるため、サービスの内容と関連の深い障がい者計画の分野に、見込量等を掲載します。

- ・訪問系サービス → 3－2 暮らすこと
- ・居住系サービス → 3－2 暮らすこと
- ・日中活動系サービス → 3－3 日中活動・働くこと
- ・相談支援 → 3－4 相談すること

3-2 暮らすこと

・訪問系サービス

障害福祉サービス			実績(第5期)			第6期計画見込量		
			2018年度	2019年度	2020年度(見込)	2021年度	2022年度	2023年度
訪問系サービス	居宅介護	利用者数	478人	493人	519人	547人	576人	607人
		利用時間数	8,590時間	8,691時間	9,271時間	9,771時間	10,289時間	10,843時間
	重度訪問介護	利用者数	127人	132人	136人	140人	144人	149人
		利用時間数	35,104時間	35,066時間	37,057時間	38,147時間	39,237時間	40,599時間
	同行援護	利用者数	123人	126人	131人	137人	143人	149人
		利用時間数	3,059時間	2,961時間	3,198時間	3,344時間	3,491時間	3,637時間
	行動援護	利用者数	11人	13人	16人	19人	22人	25人
		利用時間数	256時間	336時間	406時間	482時間	558時間	634時間
	重度障害者等包括支援	利用者数	0人	0人		0人	0人	0人

見込量確保方策		
・事業所の実態をふまえ、事業所と連携をして人材の確保を支援していきます。		
・本人や家族の状況の変化に対応した適切な支給決定をおこないます。		

・居住系サービス

障害福祉サービス			実績(第5期)			第6期計画見込量		
			2018年度	2019年度	2020年度(見込)	2021年度	2022年度	2023年度
居住系サービス	自立生活援助	利用者数	0人	0人	3人	4人	5人	5人
		利用者数(内精神)	0人	0人	2人	2人	3人	3人
	共同生活援助	利用者数	410人	447人	484人	521人	558人	595人
		利用者数(内精神)	88人	95人	102人	109人	116人	123人
	施設入所支援	利用者数	236人	235人	234人	233人	232人	231人

見込量確保方策		
・重い障がいのある人が利用できる基盤の整備をすすめます。		

3－3 日中活動・働くこと

・日中活動系サービス

障害福祉サービス			実績(第5期)			第6期計画見込量		
			2018年度	2019年度	2020年度(見込)	2021年度	2022年度	2023年度
日中活動系サービス	生活介護	利用者数	1,059人	1,076人	1,114人	1,153人	1,193人	1,235人
		利用日数	20,318人日	20,519人日	22,280人日	23,060時間	23,860時間	24,700時間
	自立訓練(機能訓練)	利用者数	2人	3人	4人	6人	6人	6人
		利用日数	15人日	36人日	64人日	100人日	100人日	100人日
	自立訓練(生活訓練)	利用者数	32人	39人	39人	41人	41人	41人
		利用日数	538人日	633人日	633人日	665人日	665人日	665人日
	宿泊型自立訓練	利用者数	11人	9人	21人	21人	21人	21人
		利用日数	308人日	251人日	618人日	618人日	618人日	618人日
	就労移行支援	利用者数	126人	141人	151人	162人	174人	187人
		利用日数	2,094人日	2,295人日	2,433人日	2,579人日	2,734人日	2,899人日
	就労継続支援(A型)	利用者数	118人	115人	120人	120人	120人	120人
		利用日数	2,342人日	2,246人日	2,320人日	2,320人日	2,320人日	2,320人日
	就労継続支援(B型)	利用者数	778人	806人	824人	842人	861人	880人
		利用日数	12,599人日	13,078人日	13,353人日	13,633人日	13,919人日	14,211人日
	就労定着支援	利用者数	23人	47人	62人	65人	68人	71人
		利用日数						
	療養介護	利用者数	51人	47人	52人	54人	56人	58人
		利用日数	171人	224人	251人	281人	314人	351人
	短期入所(福祉型)	利用者数	171人	224人	251人	281人	314人	351人
		利用日数	912人日	1,110人日	1,184人日	1,264人日	1,349人日	1,439人日
	短期入所(医療型)	利用者数	28人	31人	31人	32人	33人	34人
		利用日数	207人日	216人日	229人日	237人日	244人日	252人日

見込量確保方策
・日中活動を希望する、すべての障がいのある人が活動に参加できるよう、基盤整備をすすめます。
・短期入所については、開設に関する相談をつうじて、単独型施設の開設やグループホーム開設時の併設を促進します。

3－4 相談すること

・相談支援

障害福祉サービス			実績(第5期)			第6期計画見込量		
			2018年度	2019年度	2020年度(見込)	2021年度	2022年度	2023年度
相談支援	基本相談支援		実施	実施	実施	実施	実施	実施
	計画相談支援	利用者数	1,770人	2,036人	2,510人	3,095人	3,816人	4,705人
		指定特定相談支援事業所 箇所数	25箇所	26箇所	27箇所	28箇所	29箇所	30箇所
	地域移行支援	利用者数	2人	2人	3人	4人	5人	5人
		利用者数(内精神)	2人	2人	2人	2人	3人	3人
	地域定着支援	利用者数	0人	0人	3人	4人	5人	5人
		利用者数(内精神)	1人	1人	2人	2人	3人	3人

見込量確保方策
・障がいのある人や家族、支援者に対して、将来の自立した地域生活を見すえた計画相談が行えるようすすめます。

○障がい者計画と障がい福祉事業計画を一体化して策定することになるため、サービスの内容と関連の深い障がい者計画の分野に、見込量等を掲載します。

・余暇活動支援として実施しているスポーツ教室等は事業を継続していきます。

- ・日常生活用具給付事業については、引き続き、品目や基準額について適切な給付ができるようとりくみます。

- ・障がいのある人の地域活動を支える場として、地域活動支援センターまちプラ事業を推進します。

3-4 相談すること

			5期実績			第6期計画見込量		
			2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度	2022年度	2023年度
1	相談支援事業	障害者相談支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		基幹相談支援センター等機能強化事業	機能として実施	機能として実施	機能として実施	機能として実施	機能として実施	機能として実施
		住宅入居支援事業(居住サポート事業)	未実施	検討	実施	検討	検討	検討

見込量確保方策

- ・各障がい者支援センターを地域の拠点として、関係機関との連携を強化し、ネットワークの整備をすすめます。

3-5 家庭を築くこと・家族を支えること

		5期実績			第6期計画見込量		
		2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度	2022年度	2023年度
1	自発の活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
2	緊急一時保護	237日	287日	300日	820日	820日	820日

見込量確保方策

・緊急一時保護については、引き続き事業を実施していくとともに、運用のあり方を検討していきます。

3-7 情報アクセシビリティのこと

			5期実績			第6期計画見込量		
			2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度	2022年度	2023年度
1	意思疎通 支援事業	手話通訳者派遣事業	1,354件	1,307件	1,350件	1,350件	1,350件	1,350件
		要約筆記者派遣事業	49件	34件	30件	35件	40件	45件
		手話通訳者設置事業 (手話通訳者登録者数)	週1日	週1日	週1日	週1日	週1日	週1日
2	手話奉仕員養成研修事業 (養成講習修了者数)		14人	13人	16人	16人	16人	16人

見込量確保方策

- ・手話通訳者等派遣事業の推進のため、派遣要件の緩和を検討していきます。

3－9 差別をなくすこと・権利を守ること

		5期実績			第6期計画見込量		
		2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度	2022年度	2023年度
1	成年後見制度利用支援事業	23件	23件	24件	25件	26件	27件
2	成年後見制度法人後見支援事業	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体
	法人後見及び法人後見監督の件数(件)	28件	25件	26件	24件	25件	26件

見込量確保方策		
1	成年後見制度利用支援事業	①成年後見制度を必要としている方が制度を利用できるよう、引き続き関係機関との連携を密にして、制度の周知と、適切な利用支援を積極的に実施します。 ②申立経費及び後見人等報酬助成の継続、周知につとめます。
2	成年後見制度法人後見支援事業	①法人後見及び法人後見監督の活動を安定的に実施することができる組織体制の維持、適正な活動のための支援等を継続して実施していきます。

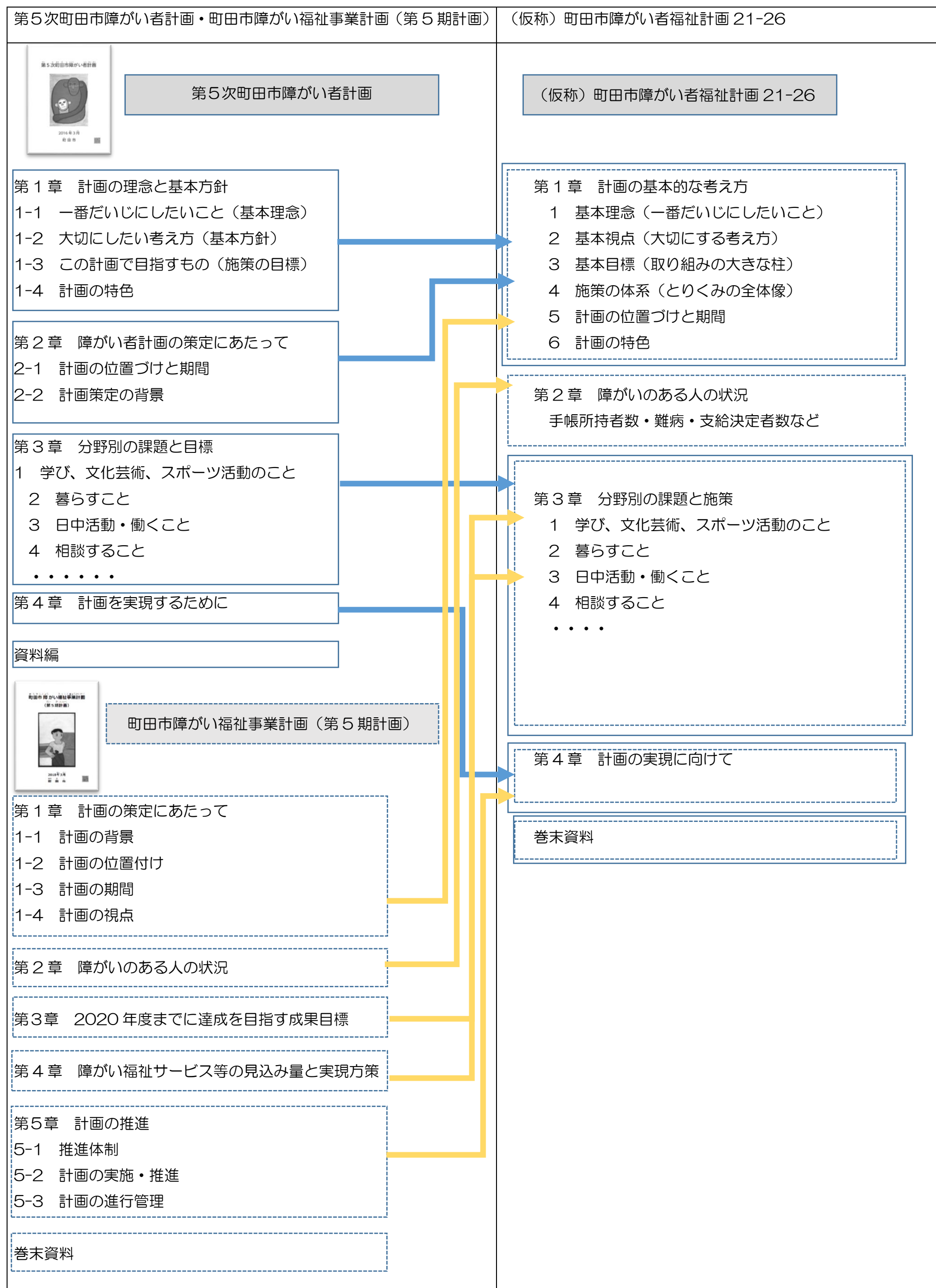
3－11 理解・協働のこと

		5期実績			第6期計画見込量		
		2018年度	2019年度	2020年度 (見込)	2021年度	2022年度	2023年度
1	理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

見込量確保方策	
・障がい理解の促進に向けた啓発事業等に引き続き取り組みます。	

次期計画の構成について

次期計画では、第5次障がい者計画・障がい福祉事業計画（第5期計画）を一体化した形で策定します。



第 3 章分野別の課題と施策 実行プラン追加提案

3-4 相談すること（資料 1 P20）

重点施策（実行プラン）

障がい者支援センターと民間の相談支援事業所の支援力のさらなる向上に引き続きとりくんでいきます。

事業名	相談支援体制の強化		
所管課	障がい福祉課		
事業概要	町田市の特徴である 5 つの障がい者支援センターを相談支援体制の中核としながら、市と民間相談支援事業者の 3 者が協働して研修・連絡会を開催し、相談支援体制の強化を図ります。		
現状値	目標値		
2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催 年 3 回	市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催 年 3 回	市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催 年 3 回	市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催 年 3 回

成果目標並びに障害福祉サービス等の見込量に関する計画部会委員からの意見

NO	区分	意見概要	委員
1	成果目標	成果目標① 施設入所者の地域生活への移行 第5期を踏まえた課題の8行目 「～事が期待されます」の後に「が、その期待に応えられるだけのサービスの量が確保できていません。」を入れたらどうか？ 成果目標を達成するための方策として 「地域生活の移行に向けた相談を充実させる」という内容を追加できないか？	宮島委員
2	成果目標	成果目標② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 成果目標を達成するための方策として 「障がい者支援センターに精神障がいのケアシステムを熟知した職員を配置できるよう強化する」という内容を追加できないか	宮島委員
3	成果目標	成果目標③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 成果目標を達成するための方策として 専門性を高めるための職員研修を強化する。たとえばアドバイザーを入れて、現場の困難ケースを題材にしたケース研修を行なうなど	宮島委員
4	見込量	短期入所：利用可能な施設が増えれば利用も増える（潜在的なニーズは高い）ので、見込量はずっと増やすべきではないか？	宮島委員
5	見込量	①住宅入居支援事業：6期計画見込量は、「検討」となっているのはなぜか？ ②日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具： 過去実績は増加傾向を示しているので、高齢化等も踏まえて、今後も増加傾向にあると考えるべきだと思う。例えば3.4%の伸び率で第6期見込量を算出してはどうか？	宮島委員
6	見込量	3-4 相談することの見込量確保方策 センター職員の専門性を高め、頼りになる相談機関を目指します。を追加してはどうか？	宮島委員
7	見込量	ヘルパーが不足していて、募集してもなり手がない、というお話についてです。 私自身、以前ハローワークで仕事を探した時に、そういう募集を見つけられなかったので、「ずっと募集しているのに人が来ない」という小野部会長のお話を聞いて、他のたくさんの募集に埋もれてしまっていたのかなと、少し残念に思いました。単純に、検索したときに最初のほうに出てくると、少し違うのかなと思いました。 それと 障がい者支援のお仕事が地域の人にとってもっと身近になれば そういうところで働きたいという人が少しでも増えるのでは、と思っていたところ 他地域で広がっている「ふれジョブ」という取り組みについて、ひこうさんの会員さんに教えていただきました。 検索すれば出てくるので詳しい説明は省きますが 障がいのある子が1週間に1時間、ボランティアのジョブサポーターさんと一緒にいろんな事業所で働くというものです。 岡山で始まった取り組みのようですが、当事者にも地域の人にも喜ばれ、いろんな地域に広がっているようです。 町田市でもこんな取り組みができれば、地域の人々の障がいへの関心が高まり 障がいのある人が地域で暮らすための「地域作り」が大きく進むかもしれないな、と感じました。	後藤委員

NO	区分	意見概要	委員
8	見込量	・自立訓練(生活訓練) 最近、自立訓練2年＋移行支援2年の福祉型大学が注目されています。本校でも卒業時に選択する生徒が出てきました。学びの場を選択をされる方も増えてくると予測できます。それを踏まえるともう少し見込んでよいと思います。 ・就労継続A型 町田市内では増加を見込めませんが、神奈川県、八王子市のA型事業所を利用するケースが増えています。それを踏まえるともう少し見込んでよいと思います。	森山委員
9	見込量	- 訪問系サービス ・事業所の実態をふまえ、事業所と連携をして人材の確保を支援し、サービス提供基盤の整備を進めます。 - 日中活動系サービス ・サービスを必要とする人へ適切に支援を提供します。(追加) - 相談すること ・研修会や連絡会等を定期的に開催し、専門性の向上をはかります。(追加)	森山委員
10	見込量	- 暮らすこと ・移動支援については、サービスの充実に向け、引き続き時間数や対象、条件の拡大等の検討をおこないます。(追加)	森山委員

NO	区分	意見概要	委員
11	成果目標	成果目標① 施設入所者の地域生活への移行 第5期を踏まえた課題 本文4行目「～グループホームにおいては、重い障がいのある人を【(追加)対象外とせず】入居できることや、すでに入居している利用者の重度化や高齢化への対応がのぞまれています。 →強調したい	森山委員
12	見込量	障害福祉サービスの見込量確保方策 ヘルパー事業所の人材確保。見込量確保方策でもっと具体的な方策を出して欲しい。	李委員
13	見込量	別紙参照	小野部会長
14	見込量	同行援護は社協が8割程を担っているが、コロナの影響で2020年3月以降、利用実績が大幅に減少している。6月までの実績のデータを提供することも可能だが、見込量はコロナの影響を加味しないのか。	永田委員
15	見込量	訪問入浴サービスについて。これまで人数を見込んでいたのに次期計画では「継続支援」となっている。市は事業の補助を行っていることから、見込量の設定が難しい現状は理解しているが、表現がぼやけていて分かりづらいし、他人事のように見えてしまう。	永田委員
16	成果目標	成果目標③ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 第5期を踏まえた課題 「精神障がいのある方を受け入れるグループホームの開設～医療的資源は増えており」となっているが、福祉的資源も増えているのだから、並記すべき。 町田市の方 成果目標の設定のところで、「保健・医療・福祉関係者による～」と書かれているので、町田市の方の考え方のところでも、同様の表現を用いるべき。(「福祉」のワードを入れるべき。)	小野部会長
17	成果目標	成果目標⑥ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 成果目標の設定 対象事業所を「市が所管する社会福祉法人の事業所、市が指定を行う特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所」に限定しているのはおかしいと思う。グループホームや放課後等デイサービスでは民間企業の参入も多いので対象にすべきではないか。東京都と町田市で実地指導の対象について役割分担をしているのなら、そのことが分かるようにしておくべきだし、都の実地指導率が低く、市が都の実地指導の対象範囲もカバーしている部分があるのであれば、その事も記載しておくべき。	小野部会長
18	成果目標	成果目標① 施設入所者の地域生活への移行 第5期を踏まえた課題 4～5行目に「グループホームにおいては、重い障がいのある人でも入居できることや、すでに入居している利用者の重度化や高齢化への対応がのぞまれています。」とあるところについて。 グループホームの運営で障害程度に応じた加算がついたり、介助を外に頼める仕組みになっているが、実際には区分6以上の人(トイレ・入浴の介助が必要な人など)で入居を断られてしまう人が結構いる。重度の方を想定した仕組がうまく機能していない気がする。加算の使いやすさや改善の検討というような内容を記載できないか。	李委員

NO	区分	意見概要	委員
19	成果目標	成果目標⑤ 相談支援体制の充実・強化等 成果目標の設定 もっと、総合的・専門的相談支援の充実につながるイメージしやすい目標設定がされるとよい。 たとえば、協議の場を設けることやその回数など。	森山委員
20	成果目標	成果目標⑤ 相談支援体制の充実・強化等 成果目標の設定 研修回数などは指標にできるのではないかな。	小野部会長
21	成果目標	成果目標③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 成果目標を達成するための方策 拠点機能の充実として情報の集中・集約・共有体制や相談機能の強化に関する内容が方策としていられないかな。	小野部会長
22	成果目標	成果目標⑤ 相談支援体制の充実・強化等 課題と成果目標がリンクしていないように思う。 今の課題の書き方では、障がいのある方の親世代の高齢化や、障がいの重度化、「親亡き後」や障がい者の孤立化の問題が列挙されているが、具体的な困りごとや課題は読み取れない。もう少し課題や成果目標、方策につながりができるよう整理すべき。	市村委員
23	見込量	情報アクセシビリティのこと 手話通訳者設置事業について、週1日という見込になっているが、増やすことはできないかな。	玉木委員
24	見込量	訪問系サービス 支給決定されていてもヘルパー不足で利用できないことがある。あるいは、同じ時間帯のニーズが多く、使えないなど。ニーズがあるけど対応できていないというところを読んでいる人が分かるようにしてほしい。 また、人材対策については方策をもう少し具体的な書きぶりにできないかな。	李委員
25	見込量	計画を一体化するために、見込量の方策を圧縮した意図はわかるが、圧縮されすぎて抽象的すぎるものばかりになっている。たとえ実現が難しかったとしても書き込んでおくことで、課題が次の計画に引き継がれていくので、今後、方策の内容については事務局と調整したいと思う。	小野部会長
26	見込量	訪問系サービス ①「事業所の実態をふまえ、事業所と連携をして人材の確保を支援していきます。」とあるが事務局として具体的にはどのようなとりくみを想定しているのか。 ②ハローワークとの連携は考えられないのか。	後藤委員

NO	区分	意見概要	委員
27	見込量	日常生活用具等事業 ①製品価格が上がっているので、実情に応じて基準額の引き上げをしていただきたい。そのような方策はかけないか。 ②品目や基準額の見直し内容について教えていただきたい。	風間委員
28	見込量	成年後見制度利用支援事業等の見込量確保方策が他のサービスの方策と比べて具体的かと思う。今後、他の部分もこのようなレベル感に揃えることは考えているか。	森山委員

成果目標並びに障害福祉サービス等の見込量に関する 計画部会委員からの意見

3-2 暮らすこと

①訪問系サービス

- ・本人や家族の状況の変化に対応し、適切な支給決定をおこないます。
- ・事業所の実態を踏まえ、事業所と連携をして支援の質と量の充実に支援します。
- ・逼迫する人手不足を解消し、ニーズ充足に必要な人材確保の支援策を検討します。

②居住系サービス

- ・重い障がいのある人が利用できる事業所の確保を重視し、整備をすすめます。
- ・逼迫する人手不足を解消し、ニーズ充足に必要な人材確保の支援策を検討します。

3-3 日中活動・働くこと

- ・日中活動を希望する、すべての障がいがある人の活動参加を保障するために、事業所の開設・事業継続のための支援をすすめます。
- ・重い障がいのある人に対する「特別な支援」のための施策のあり方を検討します。具体的には、重度重複障がい者集中施設補助制度の対象拡大などを検討します。
- ・ニーズの急増する短期入所は、グループホーム開設時の併設を促進するとともに、単独型施設の開設を支援します。

3-4 相談すること

- ・障がいのある人や家族、支援者に対して、地域での自立した生活のための計画相談が行なえるよう支援します。

地域生活支援事業の「見込量確保のための方策」について 修正・追加意見

3-1 学び、文化芸術、スポーツ活動のこと

- ・余暇活動支援として実施しているスポーツ教室等は継続して事業を実施していきます。
(青年学級の充実は入れられないのか)

3-2 暮らすこと

- ・日常生活用具給付事業については、引き続き、用具の品目や基準額についてニーズを考慮し見直しをはかり、適切な給付ができるようとりくみます。
- ・移動支援事業については、ニーズに見合った時間数や対象の拡大等の検討をおこない、引き続き事業を推進していきます。

3-3 日中活動・働くこと

- ・障がいのある人の地域活動を支える場として、地域活動支援センターまちプラ事業の充実を図ります。
- ・日中一時支援については、ニーズや他市の状況を把握し、他のサービス等も含め、ニーズに応えられるよう実施について検討をしていきます。

3-4 相談すること

- ・障がい福祉課は引き続き、各支援センターの相談機能・質を向上するための支援・助言をおこないます。また、基幹型支援センターとしての役割を発揮し、障がい者虐待や障がい者差別解消等に関する相談、複合的な課題を抱える障がい者などの総合的相談に対応していきます。
- ・地域のニーズ・情報を常に共有するために、相談支援部会、支援センターや計画相談支援事業所の連絡会等を定期開催します。

3-5 家庭を築くこと、家族を支えること

- ・緊急一時保護については、引き続き事業を実施していくとともに、運用のあり方を検討していきます。[\(運用のあり方とは、何を意味しているのか?\)](#)

3-7 情報アクセシビリティのこと

- ・手話通訳者等派遣事業の推進のため、派遣要件の緩和を検討していきます。

3-9 差別をなくすこと・権利を守ること

①成年後見制度利用支援事業

- ・成年後見制度を必要とする方が、制度を適切に利用できるよう、関係機関との連携や、[制度を理解しやすいように広報し](#)、適切な利用支援を積極的に実施します。
- ・申立に必要な経費や、後見人等報酬助成の継続、周知につとめます。

②成年後見制度法人貢献支援事業

- ・法人後見および法人後見監督の活動を安定的に実施することができる組織体制の維持、適正な活動のための支援等を継続して実施していきます。

3-11 理解・協働のこと

- ・障害の理解の促進に向けた啓発事業等に引き続き[とりくみます。](#)

成果目標① 施設入所者の地域生活への移行

第5期を踏まえた課題

第5期計画における地域移行者数は、21人の目標に対し、2019年度末で5人、達成率は約24%となっています。地域生活への移行には、グループホームの利用、家族との暮らしやひとり暮らしの希望があります。地域生活への移行をになう市内の社会資源として、グループホーム・短期入所ともに増加しています。グループホームにおいては、重い障がいのある人でも入居できることや、すでに入居している利用者の重度化や高齢化への対応がのぞまれています。短期入所は、介護者の高齢化等によるレスパイトとしての利用ニーズが高い現状ですが、施設数の増加に伴い、今後は家族から離れて過ごすための体験の場としての活用が広がる事が期待されます。その他、地域生活への移行に向けた支援は、区分認定調査時や計画相談のモニタリングなどの場を通じて本人の意向を聞きとることが重要です。

町田市の考え方

国の考えに基づき、2023年度末時点で、2019年度末の施設入所者数の6%以上を地域生活に移行すること、2023年度末の施設入所者数を2019年度末の1.6%以上削減することを基本とします。

未達成割合を2023年度末の数値目標に加算することは困難であるため、第5期計画実績の水準を維持しつつ、重度の方が入居可能なグループホームを増やすなど、地域資源の整備をすすめることで、引き続き地域生活への移行にとりくみます。

成果目標の設定

項目	成果目標
地域移行者数	2019年度末時点の施設入所者数235人のうち2023年度末までに6%（14人）以上の人を地域生活に移行する
施設入所者数の削減	2019年度末時点の施設入所者数235人を2023年度末までに1.6%（4人）以上減らして、231人以下にする

△基本指針 P13～14

成果目標を達成するための方策

● グループホームの整備

グループホームの開設に関する相談に対応するほか、施設整備補助は可能な限り実施します。特に重い障がいのある人が利用しやすい基盤の整備につとめます。

成果目標② 精神障がいにも対応した 地域包括ケアシステムの構築

第5期を踏まえた課題

町田市においては、地域移行支援・地域定着支援の利用は少ない状況が続いていますが、精神障がいのある方を受け入れるグループホームの開設、訪問看護、精神科往診クリニック等医療的資源は増えており、長期入院となることなく地域で生活できる基盤の拡充が図れてきています。また、町田市内の精神科病院と実施している「精神保健福祉推進会」においては、医療機関に入院している精神障がいのある方やスタッフ等が地域の状況を認識しやすくなるよう、精神に関わる病院・クリニック・相談機関等が載った『まちだメンタルマップ』を作成しました。

しかしながら、措置入院、医療保護入院の件数等は横ばい状態であり、地域全体で精神障がい者を包括的に支えるシステムは十分とは言えない状況です。

町田市の考え方

基本指針で国から目標値の設定を求めている「精神障がい者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数」「精神病床の1年以上入院患者数」「退院率」については、東京都が目標値の設定を行うため町田市では目標設定を行いません。

精神障がいのある方が安心して地域で生活を継続できるよう、保健・医療と連携した会議の場において、地域で生活する上で必要なネットワークのあり方について検討していきます。

※重点施策（実行プラン）に掲載

⇒保健・医療・福祉関係者による協議の場の検討・設置・開催回数の目標については、重点施策（実行プラン）として掲載します。

⇒分野別の課題と施策 10ページ

成果目標③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

第5期を踏まえた課題

第5期計画期間中には、地域生活支援拠点について地域の障がい者支援センターを中心とした面的整備を行う方針をかため、拠点に求められる5つの機能のうち、「親元からの自立等の相談」「グループホーム等の体験の機会・場」「緊急時の受け入れ」の3つの機能について、整備を行いました。

残る「専門性」「地域の体制づくり」の機能についての整備が課題となっています。

町田市の方

今後、町田市では約300名の知的障がいのある人が50歳を迎える予定となっており、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見すえ、地域で自立した生活をおくれるような支援体制の構築が必要です。このことを踏まえ、地域生活支援拠点等として求められる機能のうち、未整備の「専門性」「地域の体制づくり」について整備をすすめます。また、地域生活支援拠点等の機能充実のため、年1回以上、運用状況を検証・検討することを基本とします。

成果目標の設定

項目	成果目標
地域生活支援拠点等の設置	地域生活支援拠点等について、地域障がい者支援センターを中心とした面的整備を行う
拠点機能の充実	地域生活支援拠点等の機能について、町田市障がい者施策推進協議会において年1回以上、運用状況の検証・検討を行う

※地域生活支援拠点等：障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見すえた、①親元からの自立等の相談、②グループホーム等の体験の機会・場、③緊急時の受け入れ、④専門性、⑤地域の体制づくりの機能を備えた拠点や、それらの機能を分担した面的な支援をおこなうものです。

基本指針 P15

成果目標を達成するための方策

● 地域生活支援拠点等の設置

地域生活支援拠点として備えるべき機能的な内容と仕組みの検討を行います。

● 拠点機能の充実

地域生活支援拠点の運用状況について、施策推進協議会での検証・検討を行います。

成果目標④ 福祉施設から一般就労への移行等

第5期を踏まえた課題

・障害者雇用促進法の改正により、一般就労への移行者数は大きく増加しました。特に精神障がいのある人の就労が進んでいます。就労移行支援事業所は2019年度末時点で12事業所あり、第5期計画期間中では、8割の事業所が就労移行率3割以上を達成しています。障がい者就労・生活支援センター等から一般就労した年間の人数は2019年度末時点で90人となりました。市の調査結果からは就労に関する支援を希望する人が多いことが明らかになり、とりくみの継続が求められています。

・就労定着支援事業所は2019年度末時点で7事業所あり、第5期計画期間中ではサービスを利用して1年間就労継続した人が約9割となりました。しかし、職場環境や仕事内容、人間関係、生活環境などの要因で退職する人も依然として多く、職場定着はひきつづき課題となっています。障がいのある人を取りまく様々な課題に対応するため、関係機関と連携した体制を強化していく必要があります。

町田市の考え方

国の定める成果目標については、国の考え方にもとづき、目標値を設定します。

また、就労に関する支援を利用する人が増加していることから、障がい者就労・生活支援センター等をはじめとした多様な機関が連携し、就労や職場定着、職業生活における支援ニーズに対応できる強固な体制を構築するため、町田市独自の目標として「就労関係機関の連携強化」を設定します。

項目	成果目標
一般就労への移行者数	就労移行支援事業等※1を通じて一般就労に移行する者
	2019年度実績の1.27倍以上かつ就労系サービスの目標の合計値以上 【2019年度実績】 111人 <u>【2023年度目標】 145人以上</u>
	うち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者
	2019年度実績の1.3倍以上 【2019年度実績】 96人 【2023年度目標】 125人以上
	うち就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行する者
	2019年度実績の1.26倍以上 【2019年度実績】 4人 【2023年度目標】 6人以上

2023年度までに達成を目指す成果目標

当日配布資料3-②
(資料2-②差し替え)

	うち就労継続支援 B 型事業を通じて一般就労に移行する者 2019年度実績の1.23倍以上 【2019年度実績】 11人 【2023年度目標】 14人以上
就労定着支援事業 利用者数	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者 【2023年度目標】 7 割以上
就労定着率※2	就労定着支援事業の就労定着率※2 【2023年度目標】 就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上
就労関係機関の強固な連携体制の構築	就労・生活支援センター等を中心とした、強固な連携体制の構築 【2019年度実績】 — 【2023年度目標】 検討

※1:生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

※2:過去 3 年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう

△基本指針 P 15～17

成果目標を達成するための方策

● 関係機関との連携

- ・就労・生活支援センター等を中心とした連携強化のための会議を開催します。
- ・公共職業安定所、商工会議所、企業、教育機関、就労・生活支援センター等と連携し、障がい者雇用の支援施策を検討します。
- ・障がい者合同就職面接会や企業向けの雇用セミナーの開催支援を積極的に推進し、企業や参加者の増加を図ります。

● 就労・生活支援センター等による支援体制

地域での就労・生活の支援体制の確保及び個々の障がいに応じたきめ細やかな支援のため、引き続き複数のセンター体制で実施していきます。

● 一般就労と就労定着の推進

就労系の障害福祉サービス事業所へ、一般就労への移行や就労定着支援の利用を促進できるよう、はたらきかけを行います。

成果目標⑤ 相談支援体制の充実・強化等（新規）

第5期を踏まえた課題

2015年より市内5地域に障がい者支援センターを設置し、より身近な地域で相談支援や行政手続き等ができる体制を構築してきた。しかしながら、障がいのある方の親世代の高齢化や、障がいの重度化、「親なき後」や障がい者の孤立化の問題など相談ニーズは多様化、複雑化し対応の困難性が高くなっている。また、計画相談を行う指定特定相談支援事業所は2015年度12か所から2019年度27か所と増加しているが、障がい福祉サービス利用者に対しての計画作成率は57%（2020年3月末）であり量的にはまだ不足している状況にある。

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために支援のさらなる充実が求められています。

町田市の方考え方

町田市の特徴である5つの障がい者支援センターを地域支援拠点相談支援体制の中核として、現状ある様々な障がい福祉サービスや資源と連携して相談支援体制の充実を図ります。

成果目標の設定

項目	成果目標
総合的・専門的な相談支援	地域における障がい者の相談窓口である「地域障がい者支援センター」において、相談を希望する障がい者が計画相談支援等を適切に利用できるよう総合的・専門的相談支援し、相談の充実を図る。 相談件数の増加 ※計画相談支援の新規利用者数

基本指針 P17～18

成果目標を達成するための方策

● 相談支援人材の研修の充実

市、地域障がい者支援センター、地域の相談支援事業者が協働し、研修を通して人材育成を行います。

⇒「相談支援人材の研修の充実」については重点施策(実行プランとして掲載)します。

● 相談支援事業所への支援

・サービス等利用計画を希望する方が必要時相談支援を利用できるよう、相談支援専門員の増加に向けて資格研修の情報提供や実務に関わる研修を行います。また、障がい福祉サービスの新設相談の際には、合わせて相談支援事業のニーズについても情報提供していきます。

成果目標⑥ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（新規）

第5期を踏まえた課題

- ・障がいのある人の増加とともに、障がいの重度化や高齢化、多様化が進んでおり、サービスの利用は増えています。利用者一人ひとりの状況やニーズに的確に対応できるよう、質の高い支援を安定的に継続することが求められています。
- ・障害福祉サービス提供事業所は、定期的・継続的に第三者評価機関による評価を受けるよう努める必要があります。利用者の意向の把握、事業所の良い点や改善点の認識につながるほか、評価結果の公表により、利用希望者がサービスを選択する際の情報源として活用できる利点があります。全ての事業所が受審している状態ではないため、市内事業所に対し、受審に係る普及啓発を行う必要があります。
- ・東京都による指導監査のほか、町田市独自でも事業所への指導・助言を行っています。市内のサービス提供事業所は年々増加していることから、各事業所のサービスの質の向上、運営の適正化がはかられるよう、指導監査の体制の継続が必要です。

町田市の考え方

利用者にとって真に必要なとされるサービスが提供できるよう、事業所、利用者それぞれに対して働きかけ、サービス等の質の向上に継続的に取り組みます。

成果目標の設定

項目	成果目標
第三者評価の受審に係る普及啓発	障害福祉サービス事業所への普及啓発回数 年1回以上
障害福祉サービス事業所への指導	市内事業所への指導の充実をはかり、適正な事業運営を確保する 2023年度までに対象事業所※全てにおける実地指導の実施

※対象事業所…市が所管する社会福祉法人の事業所、市が指定を行う特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所

基本指針 P 18

成果目標を達成するための方策

- 第三者評価の受審
 - ・事業所への働きかけとともに、事業所の情報公開について市民へ周知を行います。
- 障害福祉サービス事業所への指導
 - ・利用者や家族からの苦情相談等に対応し、事業所への指導・助言を継続します。
 - ・実地指導の結果や改善状況を事業所と市で共有し、サービスの質の向上に努めます。

2020年度 第3回 障がい者施策推進協議会 出席者名簿

障がい者施策推進協議会 委員名簿

団体名	協議会 役職	氏名
学校法人 法政大学	会長	岩崎 晋也
元名社会福祉士事務所	職務代理	井上 光晴
学校法人 法政大学	委員	佐藤 繭美
学校法人 桜美林学園	委員	谷内 孝行
町田市医師会	委員	中川 種栄
町田市歯科医師会	委員	松崎 重憲
まちされん	委員	小野 浩
町田市社会福祉法人施設等連絡会	委員	森 公男
社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	委員	馬場 昭乃
南地域障がい者支援センター	委員	藤谷 修平
町田市障がい者就労・生活支援センター Let's	委員	青山 信幸
町田ヒューマンネットワークまちだ在宅障がい者 チェーンの会	委員	堤 愛子
町田市身体障害者福祉協会	委員	風間 博明
町田市聴覚障害者協会	委員	浅野 直樹
町田市障がい児・者「親の会」連絡会	委員	赤松 正美
特定非営利活動法人町田市精神障害者さるびあ会	委員	坂本 宣宏
町田市民生委員児童委員協議会	委員	町野 眞里子
町田商工会議所	委員	鈴木 悟
東京都立町田の丘学園	委員	森山 知也
町田公共職業安定所	委員	降幡 勇一

関係課

部署名
文化スポーツ振興部オリンピック・パラリンピック等国際大会推進課
防災安全部防災課
地域福祉部福祉総務課
地域福祉部ひかり療育園
地域福祉部ひかり療育園
保健所保健総務課
生涯学習部生涯学習センター
総務部職員課

事務局 障がい福祉課

部署名	役職	氏名
地域福祉部障がい福祉課	課長	中島 佳子
地域福祉部障がい福祉課	担当課長	岡 真吾

事務局 真道係長、松田係長、江川担当係長、藤田担当係長、

後藤主任、福永主任、安次富主任

2 心福地第 1 3 1 号
令和 2 年 8 月 1 7 日

各区市町村地域自立支援協議会会長 様

東京都自立支援協議会会長
岩 本 操
(印章省略)

令和 2 年度地域自立支援協議会交流会の開催について

日頃より、東京都自立支援協議会（以下「都協議会」という。）の活動に格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協議会では、都内の地域自立支援協議会（以下「地域協議会」という。）関係者が一堂に会し、交流を図り、情報交換を行うことにより、地域協議会活動が促進されるよう「令和 2 年度地域自立支援協議会交流会」を開催いたします。

御多用のことと存じますが、多くの方々に御参加いただくため、貴下地域協議会委員の皆様に周知願いたく、御案内申し上げます。

なお、本交流会は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施した上で開催いたしますが、今後の感染拡大の状況によっては、中止又は内容を大幅に変更させていただく可能性がありますことを御承知おきください。その場合は、改めてお知らせいたします。

記

- 1 開催日時
令和 2 年 9 月 2 8 日（月曜日） 午後 1 時 3 0 分から午後 4 時まで（受付：午後 1 時開始）
- 2 場 所
東京都社会福祉保健医療研修センター
※別添「会場案内」を御参照ください。
- 3 内 容
(1) ミニシンポジウム（DVD による視聴）
(2) 地域協議会関係者によるグループ討議
※詳細は、別紙 1「プログラム」を御覧ください。
- 4 対 象
地域協議会委員等（事務局職員、区市町村所管課職員を含む。）
- 5 申込方法
別紙 2「参加者用申込書」を記載の上、各区市町村の地域協議会担当を通じてお申し込みください。
- 6 申込締切
東京都締切 令和 2 年 8 月 3 1 日（月曜日）
※各区市町村で別途締切が設定された場合は、その期日までにお申し込みください。
- 7 そ の 他
会場の都合上、人数を調整する必要がある場合は、別途、御連絡いたします。

担当 東京都心身障害者福祉センター地域支援課 事業担当 佐藤（裕）、二宮、中村、佐藤（正）、東崎 （東京都自立支援協議会事務局） TEL：03-3235-2952 E-mail：S0200128@section.metro.tokyo.jp

令和2年度 地域自立支援協議会交流会（東京都自立支援協議会主催）

当事者が「語る」ことを 「聴く」には？

～当事者の声を聴き、具体的な取組を持ち帰ろう～

■日 時：令和2年9月28日(月)13時30分～16時

■会 場：東京都社会福祉保健医療研修センター

■対象者：各区市町村の自立支援協議会関係者

申込期限
8/31(月)

皆さんの協議会で、当事者の方は想いを「語る」ことが十分にできていると感じますか？
なかなか「語られない」当事者の想いは、どうすればもっと「聴く」ことができるのでしょうか？
他自治体での具体的な取組からヒントを持ち帰り、ご自身の地域での取組に活かしていただけたらと思います。

<プログラム(案)>

時 間	内 容
13:00～	受付（1階エレベーター前で受付後、グループ討議の教室へ）
13:30～14:30	開会挨拶 ミニシンポジウム（事前録画した動画をグループ討議の教室で視聴）
14:30～14:45	休憩
14:45～16:00 （途中休憩あり）	グループ討議 他の区市町村の参加者とグループを作り、意見を交換

<参加者へのお願い>

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、以下のとおり、ご協力をお願いします。

- ・37.5℃以上の発熱や体調不良、いつもと異なる症状がある方等は参加できません。
- ・受付時、手指消毒及び非接触型体温計での検温をお願いします。
- ・交流会開催中は、マスクを着用してください。使用済のマスクは持ち帰ってください。
- ・休憩時には小まめに手洗い、手指消毒をお願いします。

○参加を希望される方は、別紙「参加者用申込書（事前アンケート）」を記載していただき、各区市町村の協議会担当を通じてお申し込みください。